

2014

3

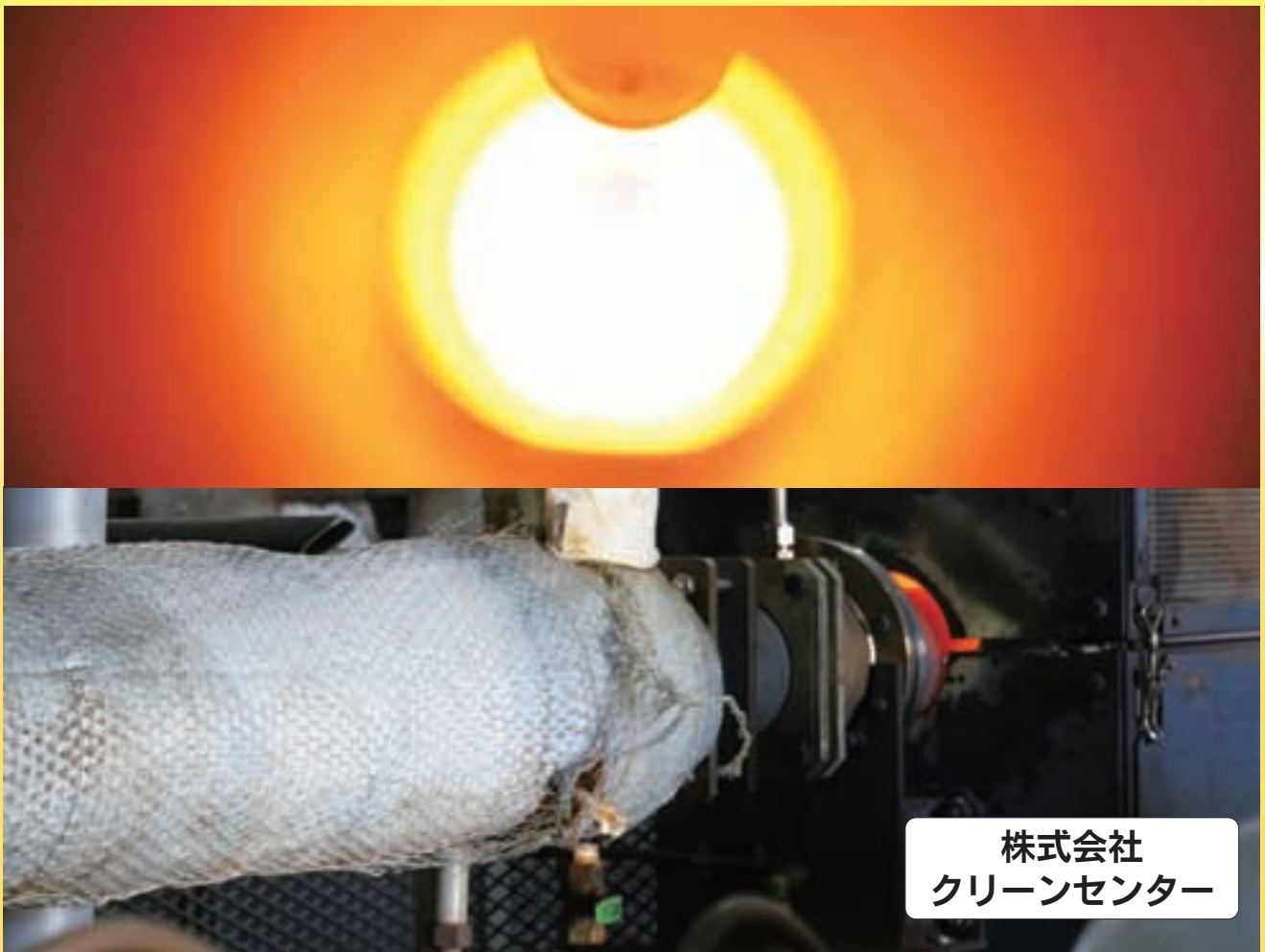
MARCH

Vol.56

Produce by  
Osaka pref. Industrial Waste Association

# Clean Life

クリーン  
ライフ



株式会社  
クリーンセンター

特集

第1回地球環境保全のための  
3 R 推進フォーラム開催

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の許可申請に関する講習会（新規・更新）  
 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会  
**近畿地区 平成26年度日程表**

	新規講習会				更新講習会		特別管理産業廃棄物 管理責任者講習会
	産業廃棄物 収集運搬課程	産業廃棄物 処分課程	特別管理産業廃棄物 収集運搬課程	特別管理産業廃棄物 処分課程	収集運搬課程	処分課程	
講習期間、受講料	2日間 ¥30,400	3日間 ¥48,300 (※1)	3日間 ¥46,200	4日間 ¥68,000 (※2)	1日間 ¥20,000	2日間 ¥25,200	1日間 ¥14,000
平成26年 4月					大阪会場：25日		大阪会場：24日
5月	京都会場 8日～9日 兵庫会場 29日～30日	奈良会場 13日～16日			兵庫会場：15日 京都会場：23日		兵庫会場：16日 京都会場：22日
6月	奈良会場 17日～18日 大阪会場 24日～25日				奈良会場：19日	滋賀会場 10日～11日	奈良会場：20日
7月	滋賀会場 15日～16日		兵庫会場 8日～10日		滋賀会場：8日	京都会場 3日～4日	滋賀会場：9日 兵庫会場：11日 大阪会場：31日
8月	大阪会場 26日～27日 和歌山会場 28日～29日	兵庫会場 26日～29日			大阪会場：1日		大阪会場：28日
9月					京都会場：3日 兵庫会場：11日 和歌山会場：18日		京都会場：4日 兵庫会場：12日 和歌山会場：19日
10月	京都会場 2日～3日 兵庫会場 9日～10日			大阪会場 27日～31日	大阪会場：22日	大阪会場 18日～19日	大阪会場：21日
11月	滋賀会場 11日～12日 大阪会場 26日～27日				奈良会場：21日		大阪会場：28日
12月					兵庫会場：2日 京都会場：3日		兵庫会場：3日
平成27年 1月					大阪会場：28日	兵庫会場 22日～23日	大阪会場：27日 滋賀会場：28日
2月	兵庫会場 3日～4日 京都会場 24日～25日 和歌山会場 24日～25日		大阪会場 18日～20日		和歌山会場：26日		
3月	大阪会場 18日～19日	京都会場 3日～6日			兵庫会場：12日 京都会場：19日		大阪会場：3日 兵庫会場：13日 京都会場：20日

注1 産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は4日間になります。

注2 特別管理産業廃棄物処分課程に収集運搬課程を追加される場合、講習期間は5日間になります。

**受講申込み、お問い合わせ先**

<b>滋賀会場</b>  (一社) 滋賀県産業廃棄物協会 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-30 TEL: 077(521)2550 (こうぜんビル2階)	<b>大阪会場</b>  (公社) 大阪府産業廃棄物協会 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 TEL: 06(6943)4016 (大江ビル3階)	<b>奈良会場</b>  (一社) 奈良県産業廃棄物協会 〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代580-4 TEL: 0744(33)8800 (南部環境開発ビル5階)
<b>京都会場</b>  (公社) 京都府産業廃棄物協会 〒601-8027 京都市南区東九条中御霊町53番地の4 TEL: 075(694)3402 (Johnsonビル2階)	<b>兵庫会場</b>  (一社) 兵庫県産業廃棄物協会 〒650-0023 神戸市中央区栄町通2-4-14 TEL: 078(381)7464 (日栄ビル3階)	<b>和歌山会場</b>  (一社) 和歌山県産業廃棄物協会 〒640-8150 和歌山市十三番丁30番地 TEL: 073(435)5600 (酒直ビル3階)

## C O N T E N T S

特集●第1回地球環境保全のための3R推進フォーラム開催報告 (平成25年12月6日開催)	2
行政だより●●使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準 平成25年9月20日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 適正処理・不法投棄対策室	18
●微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン 平成25年12月作成 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	25
●廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 平成26年1月10日改訂 基安化発0110第1号	26
●PCB廃棄物の適正処理の徹底について 平成26年1月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課	35
●貨物自動車運送事業法における荷主勧告の運用通達を改正します！ 平成26年1月22日 国土交通省自動車局貨物課トラック事業適正化対策室	43
●建設物の解体時における残置物の取扱いについて 平成26年2月3日 環廃産発第1402031号	47
●平成26年度第1四半期セーフティネット保証5号の業種解除について 平成26年3月7日 中小企業庁事業環境部金融課	49
●大阪湾広域臨海環境整備センター料金改定のお知らせ	50
新規入会会員紹介●	51
OSK通信●	52
廃棄物処理先進事例調査●(第8回)	55
●熊本県 有価物回収協業組合石坂グループ	
会 員 紹 介●株式会社クリーンセンター	62
バックナンバーのご案内●	67
●Clean Life ●よくわかるシリーズ ●廃棄物法制等普及促進シリーズ	

## 特集

# 第1回地球環境保全のための 3R推進フォーラム 「地域における3R社会の未来」



開催日時：平成25年12月6日(金) 13時30分～16時30分

開催場所：阪急うめだホール（阪急百貨店うめだ本店9階）

プログラム

開会挨拶 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 会長 國中 賢吉

基調講演 「産廃行政は“三方よし”で」

北川 正恭氏（早稲田大学大学院公共経営研究科教授）

パネルディスカッション 「地域における3R推進への道筋」

パネリスト

北川 正恭氏（早稲田大学大学院公共経営研究科教授）

小川 雅由氏（NPO法人こども環境活動支援協会 事務局長）

臼杵ひろみ氏（株式会社ファンケルCSR推進事務局 事務局長）

コーディネーター(司会)

原田 知恵氏

閉会挨拶 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 副会長 片渕 昭人

## ◆パネルディスカッション◆

【司会】皆様、お待たせいたしました。ただいまからパネルディスカッションを始めさせていただきます。

それでは、パネリストの皆様をご紹介します。

先ほどご講演いただきました北川正恭さん。(拍手)  
NPO法人こども環境活動支援協会事務局長、小川雅由さん。(拍手)

株式会社ファンケルCSR推進事務局事務局長、臼杵ひろみさんです。(拍手)

なお、本日パネリストをお願いしておりました田中正敏さんは、事情によりご出演いただけなくなりました。皆様、どうぞご了承くださいませ。

そして、コーディネーターは、私、原田が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

それでは、これより、パネルディスカッション形式で皆様と議論を深めてまいりたいと思います。

ディスカッションのテーマは、「地域における3R推進への道筋」です。

ここで、パネリストの皆さんの自己紹介を兼ねて、日ごろどういったお仕事や活動をされているのか、お話しいただきたいと思います。

まず、小川さん、お願いします。

【小川】皆さん、こんにちは。今紹介いただきましたこども環境活動支援協会の事務局長の小川と言います。事務所は兵庫県の西宮市にあります。この大阪の地で兵庫県の団体がお話するというのは、何かちょっと変かなと思ったりもしたんですけども、もともと生まれが大阪の鶴橋ですので、この地元のいろんな問題をご一緒に考えさせていただくというのは非常にありがたいと思っています。

私たちの協会は、平成10年に西宮市役所が呼びかけ人となって、市民と事業者と行政が連携して、未来、次の時代を担う子供たちの環境教育、それから持続可能な社会づくりをどうするかということで設立した団体でございます。私は設立時より西宮市役所で環境の担当者として関わり、8年前に環境都市推進グループというところの課長をさせていただいたことを最後に市役所は早期退職をして、今現在、この協会で働いております。

私たちの協会、西宮市が呼びかけ人となったということもあって、コープこうべさん、それから地域の商工会議所の方々にはかなりご支援をいただいて設立しております。そういったことから、西宮地域における子

供たちの環境教育の仕組みをどうつくるかということもありますが、企業の方々と連携をして、どういうふうにご供たちに社会の仕組みを学ばせるのかということを中心に重点を置いて取り組んできました。



小川雅由氏

当初は80社ぐらい企業がありましたが、今は66社になりました。廃棄物の関係の処理業者さんが最初たくさん入っていただきまして、まず最初にやったのは、廃棄物の処理業者の方々が今どういう状況にあるかということをお聞きしました。それから、瓶のメーカー、紙のメーカー、油や鉄・金属関係、布などのメーカー、それから一般廃棄物、そういった方々からも現状をいろいろ聞きました。そうすると、皆さん一様に困っておられました。何でや。ごみが、資源が集まり過ぎる。そうすると、安くたかかれてしまう。こんなやつたら回っていかない。何でそんなことになったんか。

行政は、住民には補助金をおろしてどんどん資源ごみを集めさせるのに、業者のほうには何も手当てが行われない、集めっぱなしでほったらかしの状態、「えーっ」と思いました。そのとき、私、市役所の職員でしたからそういう仕組みがわからなかった。ですから、製造の関係の方々の企業さんにも入っていただいて、またいろいろ考えていきました。

そういったことをしながら、西宮では企業の方にどうというふうにして地域の子供の環境教育にかかわっていただけるか。また、西宮は山、川、海がある自然豊かな町ですので、この自然体験を通じて子供たちにいろんな力をつけてもらいたい。そして、あと1つが日本の子供たちが海外の子供たちともいろんな交流をできるようにしたいという三本柱で始めました。今現在は、国際協力機構（JICA）さんのお仕事でアジアの諸国の方、それから中南米の方々、あと大洋州、オセアニアの島の方々の行政間対象の廃棄物の研修をやらせていただいております。ここにもまた企業の方々の

ご支援をいっぱいいただきまして、今、子供の環境教育から持続可能な社会づくりに向けて企業と行政と市民、どんなことができるか、こういったことを取り組んでいる団体です。

今日皆さんのほうに、「LEAF」という私たちの機関誌をお手元に配らせていただいています。これはJICAの研修で廃棄物の研修をやったときに、講師の方々にしゃべっていただいた内容をまとめたものです。またよろしければご覧いただけたらと思います。

最初の自己紹介は以上でございます。よろしくお願いたします。

**【司会】** ありがとうございます。

では、続いてお隣の臼杵さん、お願いします。

**【臼杵】** 初めまして。株式会社ファンケルから参りました臼杵と申します。どうぞよろしくお願いたします。



臼杵ひろみ氏

まず、私のほうからは会社の概要と、私が行っている業務についてのご説明をいたします。

株式会社ファンケルは、横浜の会社です。約33年前に横浜で創業いたしました化粧品と健康食品をつかって売っている会社です。会社の経営理念は、「もっと何かできるはず」という、非常にわかりやすく、インパクトの強い経営理念ですが、もともとベンチャー企業として、お客様のためにもっともっと何かできるんじゃないかというチャレンジ精神をうたった理念となっております。

具体的な事業活動は、1つは無添加化粧品です。こちらの化粧品には防腐剤とか香料とか、一切入っておりません。特徴的なのは製造年月日が入っておりますので、つくってからあけてなくても1年で使っていただきたい化粧品です。洗顔パウダーは、今すぐくコマーシャルで流れております。もう1つは、サプリメントと発芽玄米、青汁です。サプリメントは昔は、高く、

マルチ商法みたいで、ちょっと疑わしいような商品でしたが、今は皆さんが手軽に買うことができます。そういったきっかけをつくったのがファンケルです。そのほか、99年に発芽玄米、2000年に青汁の事業を始めました。そして自分たちでつくって、自分たちで売っています。販売チャンネルのメインは通信販売で、具体的にはカタログ、インターネットです。そのほか、直営店舗が全国で172店舗あります。こちらの阪急百貨店の2階にもファンケルショップがございますので、ぜひお帰りにお立ち寄りいただければと思います。

さらに、昨今はやっておりますスーパーマーケットやコンビニのプライベートブランドでメーカー機能としてそれぞれのお店のロゴマークをつけた商品を卸しております。さらに海外でも中国を中心に展開をしているといます。

私は、CSR推進事務局という組織に属しております。CSRは、先ほど先生が説明していただきましたように、Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任の略語ですが、CSRのルールは、ISOとか国連とか、あるいはGRIとか、いろいろな基準がございます。ファンケルはこのISOと国連の基準に沿って活動しております。

具体的に言いますと、組織統治（コーポレートガバナンス）、人権、労働慣行、環境、公正な事業取引、消費者課題、コミュニティー参画と発展といった、テーマがあり、それぞれの配下に課題が与えられています。それぞれの課題を解決し、社会的責任を果たしていくため、我々の組織は業務を行っています。昨今は、特に廃棄物関係の環境の法律が非常に厳しくなっておりますので、注力して推進しているところです。

以上です。

**【司会】** ありがとうございます。

そして、北川さんにもパネリストとしてお入りいただけます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、本題に入ります。今日は2つのテーマに沿ってディスカッションを進めてまいります。

まず最初のテーマが、こちらです。地域に根ざした3Rの取り組みと現状ということで、「三方よし」といって、そう簡単にはいかないということであるような問題が立ちだかっていることと思います。その理由と解決策を考えていきたいと思いますが、まず、パネリストの皆様のそれぞれの取り組み事例をご紹介いただきたいと思っております。

小川さんからお願いします。

【小川】先ほど自己紹介の中でお話ししましたが、私たちの協会を立ち上げるとき、私は市の職員で、いろんな企業を回りました。大体150社ぐらい回らせていただいて、会員になっていただくお話をしたんですが、そのときに一番、私自身が学んだことは何かといえますと、いろいろな企業、清酒メーカーや銀行、事務用品メーカーなどさまざまな製造業などいろいろいらっしゃいますが、皆さん、ほんとうに環境に関する取り組みというのを一生懸命されているということでした。

ただ残念だったのは、会社が取り組んでいる環境への取り組みというのが社内に向かって活動されていて、社外に向かって発信されていませんでした。

それと、それぞれの企業はそれぞれ頑張っているのに、企業同士の横のつながりというのがあまり見えませんでした。この2つのポイントというのは私たちの協会が企業とおつき合する上でとても大事なポイントではないかということを感じました。

協会をつくって、いろんな企業の方に集まっていたら、先ほど言いましたように、まず最初は静脈の一番下流のところの話を書きました。次に製造業の話を書きました。

まず、文具メーカーの方々に集まっていたら考えてみました。なぜかという、子供が一番使うのは文具です。この文具にもエコ商品というのが少しずつ出始めました。けれども、このエコ商品の中のリサイクル系の中は各メーカーによっても対応がばらばらです。全部エコ商品にかえているところもあれば、一部パージンのもを使う、一部リサイクルのもを使うというふうにはばらつきがありました。

それは、先ほど言ったように、リサイクルそのものがちゃんと社会の中で回っていない。また、それを販売している量販店、小売店の方も、そういう商品が出回っていることと自分たちが会社で行っているISO 14001の取り組みとかもつながっていない。

こういうつながりをどうしたら見えるようにできるのかなということから、2003年に環境省から助成金をいただきまして、今、お話ししたような関係の業者さん30社に集まっていたら、衣類と食と住とエネルギーと瓶、これは、西宮は酒のまちですから瓶、それから文具という6つの分科会で循環型の社会を子供たちに考えてもらうためのプログラムづくりをさせていただきました。企業の方は、今まで単発で学校に説明に行ったりとかというのはあったんですが、そういう関係者が全部集まってプログラムをつくるというのは過去なかったんですね。そういったことを西宮市の行

政、それから教育委員会、経団連の方にも入っていたら、プログラム、システムを作って世の中に出していったんです。

これはNPOと企業のパートナーシップ大賞というのをいただきました。こういう事例をやることで少しずつ子供たちに伝えていかなければならないものというのは、行政が環境を守りましょうというような大きなテゼから来る運動ではなくて、実際の社会を支えている方々に、やっぱり現実を子供たちに見せて、消費者である子供たちがどう生きるべきかということを考えてもらう。こういうことがとても大事だということを感じて、その中には当然リサイクル、リユース、リデュースといういろんな考え方も入れてやりますけれども、基本的には循環型社会というのは何かということを学ばせていただきました。

あともう1つは、地域でエココミュニティー会議というのをやって、市民の方たちにごみ減量に取り組んでいただきました。ごみ減量をどうしたら見える化できるかということで、西宮の一般廃棄物の収集業者さん、リリーフさんというところをお願いしまして、ちょうど事業系のごみを計量器つきパッカー車で回収されており、収集した段階でごみの重さがわかると。それを西宮地区のステーションをずっと回りながら、ごみの重量を記録で残しながら、地域の人にごみを見てもらいながら減量運動をやらせてもらうということをやったんですね。これは11%ごみを減らすことができて、数字で見せるということをして一般の家庭ごみの段階でやることができました。このとき行政は入っていません。行政がやったのは人口統計を出してただけです。これも大事な仕事なんですけれども、でも、我々はそのときにわかりました。地域の方、それからパッカー車をつくっている会社、それからごみを収集する人たち、行政、こういったものがどう連携すると実際に大きなお金をかけたりとか、行政が前面に出なくても地域が動くかということがわかったんです。ところが、その運動をやめるとまたごみが増えてきます。住民心理ですね。

でも、こういったことを1つきっかけにして、3R、特にリデュースの活動をどうしたらいいかということをお話まで活動で行ってきております。

【司会】ありがとうございます。

北川さん、小川さんの取り組みを伺って、いかがでしょうか。

【北川】市役所はどちらかという、今まで一方的にやるとか、そういうことだったと思うんですけ

ども、民間の方を交えてみんなでやろうという、そういう雰囲気は非常にいいと私、今感心しながら聞いていたんですね。製造業の関係の皆さんは、意識がどのように途中で変わっていったかというようなことも具体的に触れていただければうれしいですね。

**【小川】** まず、さっき言いました子どもの環境学習の取り組みの中に製造業の方も入ってやっていただいたときに、こんな集まりは初めてだとおっしゃっていました。これは製造業の方もそうだし、運搬・収集されている方もそうだし、販売されている方々も、処理されている方々も、一堂に集まってこんな議論をしたことは初めてだ。要は自分たちが1つにこうやってつながっているということがわかったということです。ですから、今までは製造したら廃棄物は業者さんに投げると、やってもらうというだけやったけど、社会全体の仕組みで考えたら、自分たちが出したらこういう流れの中で、最後また自分たちに返ってくると。またそういうふうな意識と構造にしないとだめなんだということを、皆さんが自分で子供向けのプログラムをつくるプロセスでどの業界でも感じていただいていたと思っています。ただ、それが実際の経営とか社会の産業の構造にすぐに生かされたかというところ、そこまで行っていないと思いますが、そういうきっかけはつくれたかなと思っています。

**【北川】** 今、こんなことは初めてだと製造業の方が言われた。そういうことだと思うんですね。私も今まで行政はこんなものだと、市役所の職員が思い込んでいるんですね。だから、予算分配業と許認可受付業で、言うこと聞かんやつはいじめたれと、こういう感じから脱却してまちへ出てほしいんですね。一緒に一遍やってみたら、市役所もなかなかやるじゃないかと。製造業もつくって利益ばかり考えているんじゃないしに、こういうことで世の中は回っているんだねというのを、そういうのを地域でつくってほしいなと思います。そんなことを期待します。

**【司会】** ありがとうございます。

では、白杵さんのほうから取組事例をご紹介ください。

**【白杵】** まず、3Rのリサイクルについてご説明します。

先ほどご説明の中で、事業の中で青汁事業をやっていますということを申し上げましたが、こちらが青汁事業のリサイクルの事例です。青汁は愛媛県の伊予市というところで作っております。ポンジュースで有名な地域です。この青汁の原料はケールというキャベ

ツ科の野菜で、青汁を飲むと花粉症になりにくいか、青汁を飲むと風邪をひきにくいなど、非常に栄養価が高い野菜ジュースです。実は青汁をつくると大量の産業廃棄物、ケールの搾りかすが出て青汁事業の収益を圧迫するという大きな課題がございました。

そこで、愛媛県の伊予市の地元の方々、乳牛のえさに改良して食べさせたらどうかということで、搾りかすの入ったエサを、牛の農家に買ってもらい乳牛に食べさせたところ、非常に栄養価が高く、美味しい牛乳になり、愛媛県農林水産賞をとったという循環の事例がございまして。この牛のふんをケールの畑の肥料にしているという循環もしているのがリサイクルの事例です。

リデュースの事例は、自然エネルギーを企業として活用しているというのを紹介します。まず森についてです。横浜は、神戸と匹敵する港町ですが、横浜の水は赤道を越えても腐らないおいしい水ということで、150年以上前から船乗りさんにはとても評判のいい水です。その水源は神奈川県ではなく山梨県にあります。山梨県の森を神奈川県の子会社が保全活動をしています。実はこの森を育てるとCO<sub>2</sub>をたくさん吸ってくれますので、温暖化対策にもなるということで、ここでリデュースとなります。

それからもう1つ、横浜港に大きな風力発電事業があります。横浜に本社がある企業とともに、協賛をしています。本社の1階の電気は風で賄って、CO<sub>2</sub>相殺をしています。

それから、次に太陽です。ファンケルの化粧品は滋賀県と千葉県に工場がございまして。滋賀の工場は太陽光パネルを敷き詰め、全体の17%を太陽の力でつくっています。わかりやすく申し上げますと、日焼け止めクリームを太陽の光でつくっています。

それから、もう1つがリユースです。ファンケルの本社は、横浜中華街や山下公園などがある港のすぐ近くですが、本社から歩いて5分くらいのところに日本三大寄せ場、大阪で言うといりん地区でしょうか、の3つのうちの1つの寿町というまちがございまして。生活保護者、そして路上生活者が約5,000名住んでいらっしゃる。このまちをきれいにしたい、何かいいことはないかと考え、男性の普段着のジャージなどを、ごみとして捨てるならください！と社内で募集しています。また、出張などで、ビジネスホテルで提供される歯ブラシやカミソリなどを集めて持ってきていただいて、寿町のNPO法人に寄附をしています。この活動のもう一つの理由は、従業員は会社周辺に住ん



でいけませんので、会社周辺エリアは私には関係ないと思ってしまう。また、リユースという習慣はヨーロッパやアメリカでは非常に当たり前ですけど、日本では人の使ったものを着るとか、使うというのがまだ慣れていないということで、社員教育の一環でもあります。

最近、ワンポイントのブランド物の中古を出された従業員が「最近おじさんたちきれいな身なりだね」とコメントをくれたり、従業員が地域に目が行くようになっていきます。つまり、教育も兼ねたリユースをなっています。

もう1つ、産業廃棄物の問題の解決方法として、ファンケルは長野県の上田で発芽米のお米の工場を持っています。当然食品ですので検品作業があります。検品した商品はお客様に販売することができません。これは産業廃棄物として捨てております。これを寿町の食堂に寄附をしています。実はこういった寄附をしているところはローソンさんとか、ほかのコンビニさんでもお弁当の材料を提供しています。地域の企業が提供しているというのがリユースの事例です。

以上になります。

**【司会】**ありがとうございます。

ファンケルさんではリデュースという点が、ごみ減量という意味じゃなくてCO<sub>2</sub>の削減ということになるんですね。

**【白杵】**はい。もちろんショッピングバッグは要りませんと言うと、お客様には5ポイント差し上げるとか、紙ごみ、原料の資源の削減は当然やっております。ここではCO<sub>2</sub>、今、なるべく自然エネルギーを活用してよりよい社会をつくっていきましょうという企業姿勢のPRも兼ねてこのリデュースのご紹介をいたしました。

**【司会】**ありがとうございます。

北川さん、白杵さんの取り組み、いかがでしょうか。



北川正恭氏

**【北川】**企業はほんとうに一生懸命やっています。例えば人権の問題とか、男女共同参画とか、こういったCSRというのは、企業はほんとうに取り組んでいると思うんですね。ところが、市役所はどうか、県庁はどうかということ、これ、ものすごくぶいんです。僕は、市役所なんかは何をしてもらいたいかということ、大企業がやっているような、こういう人権とか男女共同参画とかCSR、環境の問題なんかを地域で、さっき西宮でやっていただいたでしょう。地域でやってもらいたいと思うんです。向こうにたくさん大人の方がいらっしゃるんで、選挙に出てくれませんか。それは私の早稲田の教え子で、女性ですけども、30代の若い子が、自分たちは東京の江東区に住んでいて、自分は大企業に勤めていて、子育てとか男女共同参画って、ものすごく恵まれていると。だけど、地域へ行ったら、江東区で言ったら駅のそばは全然男女共同になっていないし、バリアフリーになっていないし、公共というのは一体何なんだというので区議員に立候補して当選したんですよ。それで、そのことを専門にやっているんですね。あまりにも市役所、市議員とか県議員さんとか、そういう人がおっさんばかりでしょう。こういうことが一番わからん人がいっぱいいる。大阪を除いてですよ。ほんとうに鈍い、今までどおりのようなことばかりやっているからなかなか変わらないんですけども、今日はこの中から1人ぐらい廃棄物業者さんからも、製造業からも出ていただけませんか。それがCSRなんですよ。社会参画なんですけど、その点、ちょっと小川さん、済みませんが、企業はほんとうにやっているところはあると思うんですね。地域の問題をどうしますかね、これ。

**【小川】**私が学校の先生の研修をやったときに、今まで環境教育の一般の研修をやっていたんですけど、やっぱり現場を見せたいなというので学校給食をつくらせている西宮の牛乳をつくらせている会社さんとか、ハムをつくらせている会社さんとかへ行ったら、そこで自分たちが子供に食べさせている給食がどんな場所で、材料がどんなところでつくられているかというのをまず見ていただく。と同時に、その企業がどれだけ環境の対応をしてやっておられるかという、その裏をちゃんと見せてもらうという話で先生を連れて行って現場視察をさせるんですけど、企業の方の説明でISO14001ということがぼっと出て反応できる先生が30人のうちほとんどなかったんです。これ、2年ぐらい前の話です。

あと、学校の先生、給食室から子供に給食をとってこさせるんですけど、給食室の中のことはわからない。

給食室の人たちは、材料がどこからどう来るかわからない。ここもまた切れているんですね。学校の先生たちに、今、ISO14001って、企業の方やったら大体わかりますよと。先生たちがそういう世界で子供に環境を教えているというところの問題を1つ考えてくださいねと言わざるを得なかった。それと行政の方に、ISO26000のお話をしたんですね。これはなぜかという、CSRじゃないです。あらゆる組織の社会的責任です。もうこれ、動いていますと。NPOも当然責任を負います。行政も負いますと。でも、行政職員でISO26000が自分たちにかかってくると感じている人というのはこれまた少ないです。認識が、当初おっしゃられたみたいに、やっぱりお上の意識というか、自分たちがコントロールするのでコントロールされるという概念があまりないんですね。けど、今、ISO26000というのできた段階でその構造は変わっているんですけども、その教育が公務員の中にはまだ十分できていない。これはこれからいろんな物事を考えていくときに対等な関係をつくるためには、やっぱりお互いが相互に責任を果たしているかどうかをチェックし合う、そういうことをもっともっと両者が考えないといけないなということをつくづく考えています。感じています。

**【北川】** そうだと思うんですね。私、今、弁護士の皆さんを公務員になれという運動をものすごくやっているんです。弁護士さんも裁判の裁判所だけではないかと。企業に入ってM&Aをやるときに、中国なんか100人も弁護士を連れてどーんと来るのに、日本は裁判所の弁護士だけなんですね。今度は市役所も県庁も終身雇用ですから、任期つきで途中で入ってくるのは嫌うわけですよね。私も知事に就任したとき、民間人が入ってきたというのでどれほど嫌われたかという、そういう習慣があるわけですよ。けども、ほんとうに分権

になったら法律的にきちんと判断できる職員でないと、真面目な行政判断をしたら逮捕される場合があるんですね、善意で。だから、弁護士さんよと、公務員になってくれと運動をものすごくやって、現在大分増えてきました。

それで、議員さんにもなってくれと。今まで議員さんってこんなものだということじゃなしに、例えば業界団体でも自分たちの利益とは別に、例えば廃棄物業界でほんとうに環境に優しい地域をどうやってつくっていくんだというような、そういう人が出てくると、今までの地域の利益誘導とか、御用聞き議員ばかりでなしに、目的を持った議員が地方にも出てくると、ほんとうに社会を変えていくんですね。そうすると、小川さんのような頑張ってる職員さんと議員が、外に開かれたという、そんなことに僕はつながっていくと思いますから、そういったこともぜひ、これだけで3人ぐらい出たら世の中変わると思うので、来年期待しています。お願いします。

**【司会】** 皆さん、お願いいたします。

3Rへの実現というのはほんとうに難しいと思うんですけども、実際、関心というのは、度合いは北川さん、どうなんですかね。頑張っている企業とか、地域とかはやっぱり浸透していると思うんですが、それ以外のところ、知らない人たちはやはり少ないですよ。そのあたりをお話いただければと思います。

**【北川】** そうはいつでも立ち位置によって違うんですけども、大分変わってきたと思います。例えば、自動車も、いわゆるハイブリッドだとかエコだとか、そういうものしか売れないでしょう。あるいは冷蔵庫とかいう家電製品もそうになってきて、非常にシビアになったというのは1つの3Rが浸透してきた証拠で、これは資源循環型の法律がきいてきたということです。これは、制度補完といまして、1つの法律が

できると、そのようになってきます。だから、今度の特定秘密保護法案でも、あれになっていったらほんとうにみんなやられますよというような、例えばそういうふうな制度補完、法律がそのように向けてきますね。だから、今度はまさに3Rは、そういう法律によってだんだんそっちのほうへ向いていきますから、早く気がついたほうが自分たちの社会もよくなるし、地域もよくなるし、家庭もよくなるということに気づいていただくために、小川さんのおっしゃられた製造業の方は厳しい環境の中で頑張っているから意識



が高いんですね。学校の先生とか、市役所の職員というのは比較的そっちは競争の社会じゃないですから、やっぱり一般よりは鈍いと思いますね。だから、製造業の方がどんどん子供さんを教えるとか、先生方に教えるとか、そういう政官財民と一緒に活動するこういうネットワークができ上がることが非常にいいことだと期待いたしますね。

**【司会】** そうですね。ほんとうに北川さんのおっしゃるように、小川さん、企業だけが頑張ってもだめですし、地域だけが頑張ってもだめ、行政との連携が成立しないと成り立たないですよ。

**【小川】** そうですね。基本的に行政というのは大きな枠組みをつくっていく、最後の社会を制度化していくための仕事をやってもらわないとだめやと思うんですね。けれども、やっぱり実態論がなかなかつくれないと思うんです。実態というのは地域の住民の生活であり、企業活動なんですね。だから、行政が、私も環境教育の担当をしていたときに環境啓発係という名前から環境教育になって、環境学習というふうに、だんだん時代とともに変わってきたんですけど、昔の啓発というのはごみを出さないようにしましょうという行政が呼びかけて、それで言うことを聞いてちょうだいよという世界です。環境教育は、もうちょっと理屈をちゃんと教えて、行動を変えてもらおうという段階に入ってきて、それからもっと今度は住民自身、子供自身が自分で主体的に考える力をつけていきたいと思いますので環境学習というふうな、流れが変わってきたんですけど、やっぱりまだ行政の体質というのは啓発の段階からなかなか超えられていないんです。地域のほうは徐々に自分たちの問題という認識が高まってきているんですね。自分たちの問題ということを考えていったときに、やっぱり自分たちだけでもごみの問題とかは解決できませんから、先ほどのように民間の企業さんが計量器付きのパッカー車でごみをはかってきて、一緒に減らす努力をしてくれる。また、そのパッカー車を持って学校へ行って、子供たちにごみ学習の入り口のところをやってくれる。こういうふうなことを普通に学校もできるようになって、こういったことが、例えば、まだ今は一部ですけども、行政がほとんどの学校で学習するときは役所のほうの清掃車もそうですし、民間企業の清掃車も、みんなが自分のエリアの学校をまず学習していくと。そのことで従業員の人も子供に話すのは難しいですから、ちゃんと頭の中に入れておかないといけないので、社員さんの教育にもなると思うんですね。

そういうことを一緒にやりながら、やっぱり理屈ではなくて仕組みを一緒につくってあげれば、行政がそれをまたそこでうまくサポートできる仕組みにもつくってってもらえるでしょうし、民間企業さんがやってくれたごみをはかって、それを提示するというやり方を、今度、西宮市がホームページで、1週間か2週間遅れで市民が出すごみ量を毎回提示していきこうということも言うてくれるようになりました。やっぱりこういうことで少しずつ、どこが連携のポイントになってくるかということをやっぴりお互いがいろいろ議論していかないとすぐには仲よしということではないだろうと思うんですね。そういう点ではいろんなやり方、いろんな方法論を使って、共同の道筋を行くまでの活動の芽生えみたいなのを起こしていく必要があるかなと思います。

**【司会】** ありがとうございます。

今までお話を伺った中で、3Rを進める上での課題が2つほど挙がってきたように思います。1つは、3Rについて関心を持ってもらわないといけないということですね。地域の3Rとなると、やっぱりまだインパクトが小さいということ、そしてもう1つは、関係者との連携、特に行政との連携構築が必要だということだと思います。

そこで、続いてのテーマがこちらになります。

地域に根ざした3Rを進めるに当たっての行政との新しい関係ということでお話を伺ってまいりたいと思います。企業代表として行政との連携について、臼杵さんからお話を伺えますか。

**【臼杵】** まず、行政から求められていることというのは大きく3つございます。1つは、環境法令を守ってくださいという発信。特に条例です。各県、各市が独自に設けている厳しい条例、特に廃棄関係は非常に厳しいです。それからもう1つが協賛金を求められることです。先ほどご説明しました風力発電や森の保全活動は、例えば森ですと水ですと水道局、風ですと環境事業本部とかから企業は協賛を求められます。

それからもう1つは、地域のイベントに商品を提供してください、広告を出してくださいと協賛関係のことを求められます。

というように、企業からすると求められることが多くて一方通行な感じがします。企業にとってメリットは何だろうかを考えず、おつき合いだからしょうがないということでお支払いしているというのが現状で、やはりメリットを感じるようになりたいところ、これが本音です。社会のメリットが企業のメリットにもな



る。企業は収益を求めます。利益は配当金として株主に還元するという大きな使命がございますので、収益が落ちると、どうしても地域への貢献も当然減ってきます。今ちょっと会社の中で懸念材料が、廃油の関係ですが、廃油の回収も自治体でちゃんとやってほしいなというのがあります。

それから、協賛をするからには企業としてはPRをしたい。テレビだとかマスコミに行政としてPRしてほしいというリクエストをさせていただきたいです。やはり一方通行、行政からこうしなさいというのではなくて、企業も、これをやれば収益だとか、企業のPRになるというウイン・ウインの関係じゃないと、企業は売り上げが下がると、赤字になると何も貢献できませんので、継続的にするためにはお互いにメリットがあるようなことを相互に見いだしていきたいなと思っております。

【司会】ありがとうございます。

北川さん、なかなかウイン・ウインの関係も難しいようなんですが、知事時代も振り返っていかがでしょうか。

【北川】行政は公平、公正って税金を預かっていますから、ファンケルさんだけ褒めるのはどうかとか、そういうことになっちゃうんですよ。これからの行政は褒めりゃいいんですよ。それは貢献していただいたところはどんどん、それを首長が判断していけばいいわけですね。したがって、公平、公正だけではなしに、いわゆる経営的な感覚で地域にこれだけのメリットを与えていただいたら、それだけのメリットを返すという、そういうことができるように分権はできているわけですから、自分のところは徹底的にエコに優しいとなったら、その協力会社に力を求め、そして、お金でなくても名誉とか、ほんとうに熱心な企業という、

そういう宣伝の媒介を進めていくことが1つですね。もう1つ、方法論として公共体はやっぱり税金ですから公平、公正で、それ以上のことはあまりできないねという、鉄則があるわけですね。僕はそれを超えよとっていますが、先ほど小川さんがおっしゃったようにNPO的な人と一緒にやれば、NPOの皆さん方はそういうことで企業が貢献いただいたら、みんなの仲間にこのように貢献していただくであそこはすごいよというようなことが伝わっていくという、行政が直接やらずともお互いのステークホルダーといいますか、関係者としてNPOの皆さんに任せて、そしてファン

ケルさんはこのようなことをやっていますとかいうことをきちっとお伝えするという、そういう手法も考えないと、法律条例に基づいてだけ仕事をしていると、管理だけの仕事になりますから、やっぱり地域を起こしていくとか、より価値を高めていくという、私は行政体に節度を持ちながらも踏み込んでほしいなど、そんなことを思いますが、経験者の小川さん、どうですかね。難しい点もあるけれども、もう踏み込むべきだと思いますが。

【小川】以前に県下の職員の研修をやったときに、今日、ファンケルさんも会社の理念をおっしゃっていましたが、行政の中でもしあなたのまちのまちづくりの理念は何ですかと言われたら、ほんとうは都市宣言とかというのをすぐに挙げないといけないんですね。都市宣言というのはものすごく大きな意味を持つわけですね。西宮の場合は文教住宅都市宣言、平和非核都市宣言、環境学習都市宣言という3本をやっているんですけども、100人ぐらい職員がおって、あなたのまちの都市宣言は何ですか。知っている人、手を挙げてくださいますと、手が挙がらなかったんです。1人だけ、プライダル宣言をやっていますというのが、プライダル都市宣言をやっているという女の人が1人手を挙げたんですが、それ以外ぴんどこないんです。

行政の職員というのは、要は自分のところの会社である市役所、市ですね、自治体がどこに向いて走っているかということをおもひ考えないというか、考える習慣をつけられていないんです。もう末端は末端で自分の仕事をやります。企画は企画ということで調整をやりますけれども、全体がどこかの方向を向いているかということ、そこが弱い。ですから、結局縦割りというのはそこから出てくると思うんですね。やっぱり自分たち一人一人の職員が、じゃ、自分たちはどうい

仕事をして、どう街を持っていくのか、うちの街の理念はこうだし、マスタープランではこうなっているから、自分の仕事は税金だけれども、税金からこうアプローチしよう、福祉からこうアプローチしよう、環境からこうアプローチしようと、絶対そういう発想でつながらないといけないんですけど、そこがなかなか弱いというのは自分も体験していますし、今でもなかなかその壁は越えられていないと思うんですね。

僕がやってきた中で、これはすごい成果やったと思うのは、西宮の小学生は1年生から6年生まで全員が4月にエコカードというカードをもらうんです。これ、1年から6年に全員に環境局がつくって、学校の先生を通じて子供の手元に渡るんですね。親には活動の手引きというのが渡ったりするんですけど、そのエコカードには学校と地域と家庭という、お店の3つの欄があって、活動するとそこにそれぞれの人がスタンプを押してくれるんです。満遍なく10個集まればアースレンジャー、地球を守る人で表彰されるんですが、これを全市一斉にやろうとしたときに、子供の数がその当ても2万5、6千人いました。スーパーマーケットから文具店から、自治会とか子供会、ボーイスカウト、それから学校の先生、あと、いわゆる行政施設とか、いろんな人たちが全部同時にスタンプを預かってくれないと一斉にできないんですね。こういう仕組みをつくっていくのは行政が丁寧に事業の説明をして1個1個の手続を踏んで了解していただくとお願ひできるんです。そういうことをやって、今、15年目に入っているんですね。市内のスーパーマーケット、文具店はみんなスタンプを持っていますから、企業さんも行政もそこで応援する。学校の先生も応援する。でも、温度差はあります。けど、そういう仕組みを行政が長期的な視野でつくってあげればいろんな力を活用できる。子供の環境教育を何か特別なものとしてやるのではなく、日常の生活でいろんな企業の力や市民、団体の力や行政の力も使うことができる。そういう発想をしないと、民間企業の方がやっておられる、行政がやっておられる、NPOがやっている、同じことだったら、どれが一番費用がかかるのかといったら行政ですね。そういう発想はそろそろ必要かなと思います。

【北川】おっしゃるとおりですね。3Rは時間もかかりますが、今日はファンケルさんが出ていただいでいるでしょう。ふだんからやっていらっしゃるから出ているから、メリットじゃないですか。ということに僕はなっていくと思うんですが、それをお互い認め合う、ウイン・ウインの関係ですよ。だ

から、私は今日のこのシンポジウムは、言い過ぎかも知れませんが、何か決めて、5年、10年続けていかなきゃ、そら定着しませんですね。だから、まさに公益な社団法人になられたわけですから、そういうふうなことをやっていただくというので、ある市役所を絞ってもいいし、ある環境の関係のものに絞られてもいい。それは組織でやられて、それを継続していくというので、例えばこのお二人なんかにお力を借りて、どういう方向でやっていこう、西宮がどれが失敗で、どれが成功で、どの点がよかったと。じゃ、はんこでいこうとか、学校の先生の教育でいこうか、あるいは子供さんとか、そういうふうなことを私はこの会でも具体的に決めていただいて、進んで、1年たったらこう変わった、2年たったらこう変わって、3年でこういう成果が出たとか、そういうふうに進めていただくと、総論だけでなしに具体論も取り上げていただいたら成果が数値にあらわれてくると思いますので期待したいと思います。

【司会】ありがとうございます。

白杵さん、メリットもあるということですが。

【白杵】たくさん宣伝をさせていただき、ありがとうございます。

【司会】北川さん、北川さんは環境先進県づくりを掲げてリードしてこられましたよね。やっぱりトッパー意識というのにも必要になってきますよね。

【北川】これははっきりしてしまして、分権自立ですと、国の言いなりになっている首長は絶対選んだらいかんですよ。それだけ損ですね。だから、市役所の皆さんに市役所の目的は何かと言うたら、ほとんど語られませんか。それは、企業理念がなくても前例に従ってやっておればけがなく済むからです。だから、はっきりと、例えばファンケルさんがもっと頑張ろうよとか、もっと気づこうよという、こういうアグレッシブなことがあるから、それでやっぱり社員の方はそのように向いていく社員になるんですね。

ところが、前例に縛られて、法律条例に縛られているから、それ以上出ないという公務員が、そんなものだという中央集権に縛られた発想があまりにも多いですね。だから、首長ががっ腹を固めたら、ほとんどのことは市役所でもできるんです。それができないからだめなので、これからはできないからだめだと言っていた市役所は滅びますね。だから、危険覚悟で臨むんですよ。その責任は全部首長がとればいいんです、そんなの。やめたから言います。そんなことをほんとうに誰かが本気でやらなければいけない。その市長や

知事や、町長を選ぶのは皆さん方ですから、ほんとうに選んでいただけたらありがたいなと、よくマニフェストを読んで。よろしくお願いします。

**【司会】**ありがとうございます。

では、これから行政ですとか地域、企業と連携構築に取りかかる企業さんなどもいらっしゃると思いますが、関係者の方に何かアドバイスがあるとしたら、成功者の小川さん、何かポイントを教えていただけますか。

**【小川】**決して成功者とは思っていませんけど、今、私たちは冒頭言いましたけど、JICAさんの研修を委託させていただいて、廃棄物のいろんな仕組み、それから現実的技術、知恵を海外の方に伝えているんですけど、我々がそれをやるのではないんですね。それこそ行政の清掃工場も見に行ったりしますけれども、民間のリサイクル関係の事業者さん、ごみの収集の人たち、製造業とかに行きますけど、皆さんあまり自分たちの持っているスキルとか、技術のすごさを自覚されていないんです。ごみを収集するプロセスで安全管理とかいろんな物事を考えながら、どれだけ効率よくごみを収集しているか。こういうことを大抵現場の人間はあまり思っていないですね。けど、海外の人を連れて行って見せると、それはびっくりするわけですね。一つ一つがびっくりなんです。時間をきっちり守る、安全管理、礼儀、衛生管理、いろんな面で日本のやっている、働く現場の人たちというのはほんとうにすごくきっちりしたことができています。そういうことを自分たちでは自己評価をなかなかできないので、他者評価というのがものすごく要ると思うんです。

これは企業の方だけじゃなくて、今、西宮の保育所で、それこそ3歳、4歳の子が、給食で出た野菜くずを園庭にあるコンポストに入れて、すぐ横ではまた栽培活動もやっているわけです。近くにピオトープの池をつくって、生き物とも触れ合う。3歳、4歳からそういうことをやっている現場を見せるんですね。そうすると、海外の人にとったら教育というのは小学校、中学校以上のものやと思っていますから、こんな幼児期から、言葉もちゃんとわからない段階から、ちゃんとミカンの皮はそこに投入したりとかして、それがちゃんと土になっていくということがわかる。だから、教育レベルというのはほんとうに幼児期からいろんなことができるんですね。そういうものの積み上げで、やっぱりリデュース、リユース、リサイクルというのを体験的に学びます。これは理屈じゃないと思うんです。実際の生活の中にそれが入ってくると、幼児からでも

十分できると。そういうことを大人がちゃんと目を開かなあかんと思うんですね。ふだんなかなか一般の人たちって保育所なんかに行く機会はないですけど、意外とそういうこともやられています。だから、もっとお互いが3Rを軸としてやったときに、幼児期からシニアまで、いろんな世代で、どんなところでどんなことが可能なのかというのを情報交換して、とにかく現場ではすごいことがやっているんだという自信と他者の評価をうまく入れることで、やっぱり自分たちのモチベーションを上げていく、社員のモチベーションを上げていく、それが会社としてさらにまた上がっていったというふうになると思うので、そういうことをこれからどうやって制度的にも進められるようにしたらいいか、これをちょっと考えていったらいいかなと思っています。

**【司会】**北川さん、幼児期からなかなか3R活動に取り組むという発想がなかったんですけども、そのあたり、いかがでしょうか。

**【北川】**これは思った以上に進んでいると私は素直に思います。

私、知事のとときにたばこのポイ捨て条例をやろうと言ったんですよ。当時、40歳位上はあきらめましたね。そういう教育を受けていないのでたばこは窓から捨てるものやと思っているんです。それで、あきらめたんです。大人はだめだと思った。新しい価値創造ですからね。だから、やるのは子供さんだと思って、子供さんの教育を徹底してやったんですよ。そうすると、家でお父ちゃんが運転していてぱっと捨てるのと、子供が隣で、お父ちゃん、それはだめだど、こう言うんですよ。これは効きましたね。だから、子供の教育は徹底的にするということでは大人はあきらめることですかね。例えば子供の環境教育を、今、小川さんが盛んにおっしゃっていただき

ましたけども、いろんな角度でここにいらっしゃる方が仕掛けて、子供のときから自然になじますんですね、体に。そんなものだと。ポイ捨てはやめるとか、ピオトープでみんなの生物は大切にするとか、あるいはバクテリアでコンポストに入れて、生野菜は全く外へは出さないとか、そういう環境教育をやっていただきたい。もう1つは、私は三重県でやってよかったなと思った取組ですが、製造業の皆さんは売り上げとか製品を開発するとかいうのはほんとうに熱心なので、みんなが協力し合ったり、勉強する会には、公共がやるとすぐ寄ってきていただけましたが、逆にほんとうに困られること、例えば廃棄物対策などは実は皆さん悩まれ

ているんですが、こんなこと言うとしかられると思われ  
るのか、秘密にされるんですね。だから、そういう  
ネットワークを公共体が、市役所とか府庁が中心になっ  
て声をかけて真剣にやると、お互いの信頼関係ができ  
たらどんどん出てくるという体験を、私、しているん  
です。したがって、表の業界団体の集まりというものも  
僕は必要だと思いますが、いわゆる静脈産業のことも  
表に出していただいて、それで全体で産業界は成り立っ  
ている、地域経済は成り立っているんですから。私、  
静脈関係のグループといいますか、その団体が公共を  
動かし始めると、ほんとうにいい社会ができてくる  
と思うので、ここには関係の皆さんが多いので、そうい  
ったグループ、ネットワークも製造業でつくっていただ  
くと。そして、産業廃棄物の業界の経営者も入って、  
お互いがよりいい社会とか、よりいい企業をつくら  
せていくという、そういうことを私は2点、今日原田さん  
に振られたので、環境教育をどのように普及させるの  
かということと、いわゆる静脈産業のネットワーク化、  
業界団体がどうつくれるかというようなことも今後ご  
検討いただければなど、そんなふうに思いました。

【司会】ありがとうございます。

臼杵さん、今日は企業を代表してお話を伺いまし  
たけれども、いかがですか。

【臼杵】すごく勉強になりました。ありがとうございます。

実は、私たちも「もっと何かできるはず」という経  
営理念の下に社会貢献の方針がございます。社会貢献  
の方針は、ハンディキャップを持った方々と地域です。  
私たちの取り組みの中で、このリサイクルの活動を、  
ファンケルの特例子会社に収益を稼いでもらう目的で、  
私たちの事務所にある分別のごみ袋の中の資源ごみを  
ピックアップしてもらって、彼らが原料として販売を

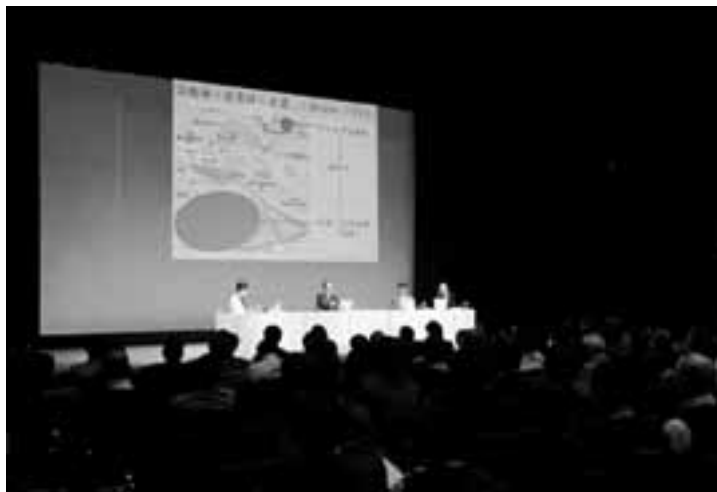
し、ファンケルがトイレットペーパーとして仕入れる  
という活動を数年前からやっております。ハンディ  
キャップを持った方々というのは社会にはたくさんい  
らっしゃいます。ぜひ行政の方たちとNPOの方たち  
とも、ハンディキャップを持った方々と環境で何か一  
緒にできたらいいなと思っております。

【司会】小川さん、いかがでしょうか、今のお話を伺っ  
て。

【小川】今、私たちが取り組んでいる大きなポイント  
に農業があるんですね。西宮はほとんど住宅だと思わ  
れているかもしれませんが、実は六甲山があって、そ  
の南側の斜面のところに昔からの農地がまだ残ってい  
るんです。いわゆる里山・里地の景観なんです。そ  
この農地で子供の農業塾とか、大学生の農業塾とか、  
一般家族とか、企業さんのいろんな食農教育の事業を  
やっていて、当然農家さんとも連携してやるんですけ  
ど、経費も賄わなければいけませんので、ここだけで  
1,000万ぐらいのお金が動いているんですね。それは  
受益者負担や企業の支援やら、いろんなところからお  
金を生んでいるんですけども、何で私たちが農業を  
やるかという、そこの景観を残したいというのがま  
ず1つあります。それから、子供たちに自分たちでそ  
ういう物をつくる、野菜をつくる、米をつくる、そう  
いう経験をさせたいし、親にも経験をさせたい。

もう1つは何かというと、山の落ち葉をとってきて  
堆肥をつくって、その堆肥で苗をつくったりとか、田  
んぼに入れたりとかという、自然の中の循環を考  
えてもらうようなことを仕掛けているんです。これ、ご  
みの問題なんです。さっき言いましたように、保育所  
の子供でもコンポストにミカンの皮を入れる、この間、  
違う保育所がやってくれたのは、そこの違う土のこ  
ろにビニールとか、新聞とか、いろんなものを入れて、

1週間たったらそこを掘ってみるというのをや  
るんです。そしたら、プラスチックとかは当然腐  
らないです。これだけで自然の中に返るものと  
返らないものが子供たちはわかるわけですね。  
農業というのは、まさに自然循環が大事です。  
その自然循環がちゃんと回るということを自分  
が食べるものとやっていくことで、農をすること  
は自活力ですから、自活力も備わると、大きな  
自然の仕組みも学ぶことができる。有機栽培さ  
れている部分という、同じ循環なんですけども、  
そういうことを小学生とか、幼児から小学生か  
らずっと積み上げていって、そういうところに  
ごみの収集車の会社であったり、ハウ



ス食品みたいな製造メーカーであったりとか、いろいろな人たちがかわっていただいて、次の時代に向けて、ごみの問題だからごみからだけ攻めるというのではなくて、大事な概念のところから攻めていって、そこでまた新しい価値観とか考え方を生んでいくとか、そういう多重的な取り組みもやっていく必要があるだろうと思います。

だから、地域とかハンディキャップを持っているとか、今の子供たちからは自然体験、社会体験、生活体験がなくなっていっていますから、そういうことをどう保障するのかとか、きっとそういう全体の中から3Rで一番大事な自分たちが自立して、循環型の社会を築く根っここのところが、もしかしたらもっともっと築いていけるのと違うかなということもあって、ちょっと話は変わりましたが、そういうアプローチも我々としては進めていきたいなと思っています。

**【司会】** 北川さん、お二人のお話を聞いて、いかがでしょうか。

**【北川】** やっぱ意識を持っていただくことが大事だと思いました。私は18年前に環境先進県というのを選挙のマニフェストにして、みんなに叱られて落選すると言われながらも、当選したんですけども、環境先進県で県庁の職員の方にどうやって意識を持ってもらおうかというときに、ごみ箱をゼロにしろと言ったんですわ。机の下に置いてあるごみ箱をゼロ運動ということでゼロにしろと言ったんです。そしたら怒られて、我々は3S運動をやっている。整理整頓、清潔とか何とかやっているのに、ごみ箱をゼロって知事の横暴だといっすごくしかられたんです。

**【司会】** ごみはどこへ行くんですか。

**【北川】** そうやって怒られたんです。それは、ごみ箱があるという前提で聞くんだろうと、こう言うんですよ。そうすると、ほんとうにごみ箱をゼロにしたんです。5時間もそれだけで部長会議をやったわけですから。ゼロにしたら、8割減りましたよ、ごみは。

**【司会】** どういうことですか。

**【北川】** ということは、まず、ほとんどが紙のごみなんですわ、県庁なんかは。そうすると、当然当時はまだ高度経済成長ですから、メモ用紙は表だけですわね。それが表と裏とすぐ使うようになるんです、それは。断固というので、今までのごみを減らすというのは、賢いから1割、2割ぐらい、公務員はすぐ減らすんです。だけど、ごみ箱がゼロになると困るでしょう。そうすると、当時はまだなかったんですけど、すぐ分別箱ができるんです、ワンフロアに。そして、自分たち

は鼻をかんだときにはなかみはどうするんだ、鉛筆を削ったときのそれはどうするんだと言うでしょう？文句を言うとするやつはすぐ自分で小さな紙でつくって、そこへ入れているんですよ。できたじゃないかというので、ごみ箱をゼロにしたら8割ごみが減ったんですよ。そのごみ箱は全部花のポットにして、花が植わったんです。発想の転換でしょう。だから、環境先進県というのはそういうことだということで頑張り抜いて、私も相当しかられましたけど、職員から。だけど、やったらできる。立ち位置が変わるということはそういうことですから、行政が変わればいいんです。今まで自分たちの前例で、絶対そうしなきゃいかんという生物連鎖のトップに来てたでしょう。だって、お金と許認可を持っているんですもの、こんな怖いことはないですよ。だから、それではやれていかない世の中になって、今日のテーマであるウイン・ウインの、みんなが、お互いがステークホルダーで助け合ったほうが地域はよくなりますよ。皆さんも税金が上がりなくて済むんですよ。ソーシャルコスト、社会にかかるお金が少なくなりますからという、そういう社会を私は関西からつくっていただけたらというふうに思います。

だから、ごみ箱ゼロというのがよく効きましたね、あれは。今、原田さん、質問したでしょう、僕に。無理じゃないかと思っているのよ。

**【司会】** はい。思っていました。

**【北川】** それは今までの思い込みということで、やったらできるんですね。だから、ごみを減量しろじゃない。ゼロにしろ、ごみ箱をというのは、あれ、効いたですね。

**【司会】** 斬新ですね。

**【北川】** ちょっと変わったでしょう。

**【司会】** はい。

**【北川】** 原田さんも変わったんですから、皆さんもぜひ変わっていただいてという、そういう価値観が変わる。今、CSRということを言われましたけど、レスポンスビリティで責任だということで実にはいいんですけども、これからはファンケルさんのように、レスポンスビリティから新しい社会の価値をつくっていくんだと。最近はCSVと言うんですかね。バリューという、そういう言葉で社会全体が変わっていかないとほんとうにいけないねと、こういうことで、企業人間であった人々がやがて地域に帰っていったら、家族のところへ帰っていったらただの濡れ落ち葉でしょう。そんな人ばかりですね、これ。相手にされないです。私もそうですから、家へ行ったら。そういう社会は高齢社会ではだ



めなんです。だから、地域とか家族にどうやってかわいがってもらえるかというのはぼつぼつ考えていったほうがCSVと、新しい価値をどうつくっていくかということは、私、重要なことだと思います。以上です。

【司会】ありがとうございます。

では、そろそろお時間も迫ってまいりましたので、最後に、今日お越しいただいた皆さんに、これだけは言っておきたいということをまとめてお願ひしたいと思います。

小川さん、お願いします。

【小川】今日の本題の3Rなんですけれども、実は先ほど言ったJICAの仕事で大洋州の島々、人口が少ないところやったら何万という国ですね。でも、そういう島々に我々が使っているのと同じこういうペットボトルからアルミ缶から、いろんなものを輸入して生活の中に入れてきてしまったんですね。そうすると、焼却場とか、そんなんはありませんから、結局ごみは全部埋め立てる、もしくは野積みするしかないんです。今までこういう商品が入ってこないときは、大体が全部自然に返るもので生活していましたから、ごみという概念すらももとなかった。そこにいろんなものがどっと入ってきて、それも特に中国なんかから安く入ってくるものですから、みんなそれを買っちゃう。使った後、ぽいと捨てる。結局処理できないんです。処理できなくて、じゃ、どうするかというのでJICAなんかでは今まで埋立地をつくるための支援をしてきました。けれども、埋立地は、先ほどおっしゃった三重県でもそうですが、だんだん埋まっていくわけですから、次がカバーできなくなってくるというので3Rをやろうということで3Rの運動をJICAでやっているんですが、3Rできないんです。リサイクルできないんです。製造業もなければリサイクル技術も工場もないんです。結局何かといったら、全部一方通行で入ってごみになるだけなんです。

これを何とか変えなあかんというので、今、ニュー3Rという運動をしようと言っているのは、それは何かというと、使うのは使うけど、最後、資源としてきちり分けて、それをリターンさせる。製造会社とか輸出した国にリターンさせて、そこでリサイクルしてもらって、また回すというような、そういう新しい考え方をもち込まないと、大洋州の諸国は絶対ごみのあふれた島になってしまいます。これはアジアの途上国でも同じです。

翻って考えたら、私たちの国、どうなっているのかなと思って考えたら、日本もあまりかっこよくなくて、

どんどん製造は出て行って、リサイクル関係の工場とかは出て行って、物までどんどん流れて行って、日本の国民がやっているのは消費しかなかったという落ちが今ついてきているような気がするんです。

できればほんとうにこの3Rの推進というのは大事なんですが、ほんとうにこれから日本が急激な人口減社会に入っていく、自立循環の地域づくりとか国土づくりとか経済づくりとかを考えないといけないうちに、どういう自分たちの物の流れをつくっていくのかという前提でやっぱりこの3Rということをしきりと捉えていかないといけないと、今、我々はものすごく反省をしながら研修をやっているんですけれども、次は自分たちに問われてくることかなと。そういったことが次の都市の1つのテーマとして、もう一遍私たちが自分たちの暮らしをしっかりと見直した中で3Rをどう考えるかということもテーマにしてもいいのかなというふうなことを、今日の私のまとめとさせていただきます。

【司会】北川さん、リターンということで、リサイクル可能な資源として持ち帰らせるという発想はなかったですね。

【北川】そうです。だから、環境政策を費用と考える、負担と考えるよりも、投資として考えて、そして前向きにいくと、いわゆるCSRとかCSVがおのずと備わってくるという、そういうことで三方よしのことは、結局は自分に返ってくる。だから、近江商人は、ほんとうに信用とかのれんとか伝統というのを大切にされる。そのことをしないとたないよと、こういうことの教えが三方よしだと思うんですね。だから、情けは人のためならずということで、自分の立ち位置がほんとうに正しいと。どこから見てもやっぱり社会貢献をしているよねとか、あるいは目に見えないところでもきちっと正しいことをやっていっちゃうねと、人格ですね。法人格という、それを持っているねという、そういう努力が結果、積み重なって、あの企業があんな失敗をしたのはおかしい。どこかが間違っていたんだよね、社会がと。あの会社が間違っただけは当然だよ、あの会社の雰囲気はというの、この違いがこれから、いわゆる企業の勝敗と言ったらおかしいですが、生き残るか、生き残れんかの大きな、私は要素になってくると、そのように思うわけです。

【司会】ありがとうございます。

臼杵さん、では、最後にまとめとしてお願いします。

【臼杵】CSRの私の仕事をベースにまとめさせていただきますと、企業は商品やサービスを提供して株主様

に配当を提供して存続しています。これは企業として最低限ですが、それプラス、法律を守る、人を育てるというような基盤的なCSRがあります。ただそれだけでは人間に一人一人個性があるように、企業の個性は出ません。繰り返し申し上げますが、「もっと何かできるはず」のような、独自の経営理念をもとに、独自のCSRをして企業市民としてよりよい社会に貢献するというのが大切と思っております。

例えば、先ほど申し上げましたハンディキャップを持った方々を支援しますというのも1つの企業の特徴であります。私たちは化粧品や健康食品を販売しておりますので、学校や福祉施設に行き、メイクセミナーとか健康セミナーを行っておりますが、健常者は残念ながらお断りしております。特別支援学校や知的障害の方々の施設や、認知症で闘っていらっしゃる老人ホームなどに出向き、みなさまに生きがいを持って生きていただく、ちょっと特徴ある活動しております。企業のPRにもなりますし、特徴にもなります。NPOさんや行政さんと一緒に弱者の方々を支えていく世の中にしていきたいと思っております。

環境も、横浜では3つのRの夢と書いて、横浜3R夢(スリム)運動ということで、独自の活動をしています。同じ3Rでも行政によって特徴がありますので、ぜひその独自の特徴を生かして協力してよりよい社会を目指していきたいと思っております。ありがとうございました。

**【司会】** ありがとうございます。

臼杵さん、先週、環境大臣表彰を受賞されたということで、これはどういった内容で受賞されたんでしょうか。

**【臼杵】** 今週の水曜日、石原環境大臣から環境大臣表彰をいただきました。受賞理由は、ファンケル独自の取り組みとして、CO<sub>2</sub>が一番出ているのは家庭からに着目し、従業員の家庭で電気、ガス、水道を全国平均よりも減らしてくれた家族に、家族人数分だけギフトカードを贈呈する運動を5年間ずっと続け、大体5年間で甲子園球場50個分の森ができたことが一つ。

もう一点は、横浜市がCO-DO30というCO<sub>2</sub>削減の目標を掲げており、企業も目標値を設定して日々取り組んでいるんです。もし企業の目標値が達成できなかったら役員報酬の固定部分、いわゆる生活給を削減するという環境報酬を削減するという環境報酬を5年前から取り組んでおります。ちなみに企業のCO<sub>2</sub>削減は、ユニバーサルスタジオ全体が森になったCO<sub>2</sub>削減の吸収量ということで賞をいただきました。

**【司会】** ありがとうございます。

では、最後に、総括としまして、北川さん、お願いします。

**【北川】** 今日は2人のすばらしいパネラーの皆さんに教えていただいて、ありがとうございました。

「もっと何かできるはず」という、そういうことで私もそう思います。それで、よい政治の競争ということで善政競争というのを私はやっておりまして、よいことをやった人を褒めていくんですね。それをマスコミに、あるいは文章にする。そして、お互いが競争していくという善政競争というのをやっていて、あそこの企業がやっているのならうちもできるとか、あそこの市役所でやったことをちょっとぱくってきて僕もやろうとか、こういう運動を行政で私はやっておるんですけども、今日、この三者が、原田さんを入れて四者が話したの中で、そうだなと、おれもやってみようとか、私もやってみたいわというのがあれば、やっぱり実践していただきたいんですね。今日はそんな話だったなど、まあまあいい話だったなどということなしに、一遍うちでやってみようよというので小さなことから始める勇氣、自分たちのできる範囲で、例えばご家庭に帰られて、ご家族と一遍議論していただくのも結構ですと。地域でも結構です。当然企業でも、ファンケルさんがいろいろ、自分のところの企業としてのあれだけじゃなしに、自分のところの従業員に対してでもそういうことをやっていらっしゃるのなら、やっぱりファンケルさんのいいところをまねして、うちもやってみよう。それが、私は1日にしてファンケルさんの企業風土ができ上がったわけじゃなしに、やっぱり長い間、根気よく続けられてきてDNAになってきた。したがって、小さなことから始める勇氣、それを大河、大きな川にする根気というので、勇氣・根気論で、ぜひ今日、こんな辛気臭いシンポジウムに、ほんとうに誰も帰らずに、業務命令かどうか知りませんが、ほんとうに熱心に私は参加をいただいて、すごいなど正直思っているんです。だから、そういう問題意識はやっぱり高いんだと思いますので、実践をしていただいて、その取りまとめのようなことがこの公益法人の役割になったら、これはほんとうに3年続けたら大分変わるのではないかなということも素直に思いましたし、うれしかったですね。小さなことから始める勇氣、それを大河にする根気ということで、ぜひ今年より来年、来年より再来年がこの輪が大きくなることを期待したいなど、そのように思います。

**【司会】** どうもありがとうございます。

以上で、パネルディスカッションを終了させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。(拍手)

パネリストの皆様はしばらくそのままでご着席くださいませ。

それでは、最後に、閉会のご挨拶を、3R推進プロジェクト実行委員長、片渕昭人から申し上げます。

#### ◆総括◆

【片渕】ただいまご紹介をいただきました片渕でございます。



片渕昭人委員長

本日は、師走のお忙しい中、多数の方にご参集いただきまして、ほんとうにありがとうございます。また、北川先生をはじめ、パネリスト、コーディネーターの方におかれましては、貴重な事例やご紹介をいただきまして、ほんとうにありがとうございます。まことに本フォーラムは有意義なものとなりましたことを心からお礼申し上げます。

さて、先ほどのパネルディスカッションの中で、くしくも共有価値の創造に関する言及がございました。従来環境の保全といえれば法による規制を通じて、これを強制的、一方的に維持をしようとする対策が主流でしたが、2000年に循環型社会形成推進基本法が制定されたことにより、廃棄物を資源としてとらえようとする、いわゆる3Rの概念が国の施策に本格的に反映されるようになってまいりました。

しかしながら、その一翼を担ってきた私ども廃棄物処理業界からは、以上の経緯を見ますと、3Rの推進は必ずしも順調なものではなく、紆余曲折、試行錯誤の連続であったと申し上げざるを得ません。3Rを推進するためには、まず、そのような取り組みに積極的、協力的である優良な廃棄物処理業者が企業から選ばれるようにならなければなりません。では、企業がそう

いった行動をとるようになるためには何が必要でしょうか。それは、優良な廃棄物処理業者を選ぶことにより、3Rを推進する企業の製品やサービスを市民が好んで購入するような社会を築くことにほかならないと私どもは考えております。

産業廃棄物という、企業側の課題であって市民には関係ない代物であると思われがちですが、そうではなく、市民こと当事者意識を強く持つことが3Rを推進する大きな原動力となることをどうぞご理解いただきたいのであります。

ただ、戦略性のない、情緒的なCSRにより持続可能な3Rの推進を企業に期待することは、昨今ではもはや限界を迎えつつあります。先に申し上げました私どもが目指す社会においては、3Rの推進をすることにより、1、企業は市民から自社の製品やサービスを支持されるようになり、2、産業廃棄物処理業者は、企業からの受託の機会が増えるようになり、3、市民は3R社会という豊かな生活環境を享受するようになることとなります。貴重講演にもございましたが、そこにはまさに事業者にとってよし、処理業者にとってもよし、市民にとってもよしの三方よしの精神がかいま見えます。ここに3Rの推進について企業、廃棄物処理業者、そして市民が共有できる新たな価値が創造されることにお気づきでしょうか。

持続可能な3Rの推進を精神論で語るのではなく、これにかかわる全ての利害関係者に対してインセンティブとなる利益を見出しているのです。重要なことは、この価値観を共有しているという点であり、そのためには企業、廃棄物処理業者、市民、そしてそこに行政機関も含めた連携体制を整備、強化していかなければなりません。本日の基調講演とパネルディスカッションを通じまして、私どもが皆様に発信し、受けとめていただきたかったメッセージはその1点でございます。

それから、第2回のシリーズ、これも引き続き本フォーラムを開催するつもりであります。本日の講演での議論を踏まえまして、その中で支持いただいた共有価値の創造について、さらに深掘りすべく、これに先進的に取り組まれている企業に焦点を当てて、理念や市民とのかかわりを中心に皆様とともに考えてまいりたいと思います。詳細が確定いたしましたら、改めてご案内を申し上げます。ぜひご参加いただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。(拍手)

以上

# 行政だより

平成25年9月20日

## 使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課  
適正処理・不法投棄対策室

### 1. 目的

使用済み電気・電子機器を中古品（リユース目的）として輸出する場合には、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（平成4年法律第108号。以下、「バーゼル法」という。）第2条に規定する「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」（以下、「バーゼル条約」という。）附属書IVに掲げる処分作業を行うための輸出でないことから、バーゼル法に基づく輸出の承認を得る必要はありません。

しかし、リユースに適さない使用済み電気・電子機器が輸出された場合、それらは、輸出の相手国において、バーゼル条約附属書IVに掲げる処分作業（最終処分やリサイクル作業）が行われることが想定され、それらに含有する有害物質の含有量等によっては、バーゼル法の適用を受ける物となる懸念があります。仮に、この適用を受ける物が、バーゼル法に基づく輸出の承認を得ずに輸出された場合、バーゼル法の違反となるだけでなく、バーゼル条約上の不法輸出として国際問題に発展するおそれがあります。

使用済み電気・電子機器をリユース目的で輸出しようとする者は、自ら、バーゼル法に基づく輸出の承認を要しないことを確認し、税関に申告時等に証明することが求められます。本基準は、実際にはリユースに適さない使用済み電気・電子機器がリユースの名目で輸出されることのないよう、リユース目的の輸出であることを客観的に判断することができる基準を示すことにより、輸出者による、これら証明を容易にすることを目的としたものです。なお、本基準は、バーゼル法に基づく輸出の承認が必要とされる物を変更するものではありません。

### 2. 中古品判断基準の適用範囲

本基準は、家庭で使用した電気・電子機器（事業者が一般的な事務活動において使用した電気・電子機器を含む。）をリユース目的で輸出する場合に適用されます。

また、近時輸出が確認されている、電気・電子機器等を内蔵するパチンコ台等の遊技機器（その構成部品である電気・電子機器を含む）及び自動車から取り外し可能なオーディオ等の電気・電子機器をリユース目的で輸出する場合も、本基準に準ずることとします。

具体的な品目の例については、参考資料をご参照ください。

## ADMINISTRATION INFORMATION

## 3. 中古品判断基準の適用時期

使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準（以下、「中古品判断基準」という。）は、平成 26 年 4 月 1 日から適用します。

なお、使用済みブラウン管テレビについては、「使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準」（平成 21 年 9 月 1 日から適用）（以下、「ブラウン管テレビの中古品判断基準」という。）を適用していますが、平成 26 年 4 月 1 日からは、中古品判断基準を適用します。

## 4. 中古品判断項目

使用済み電気・電子機器を輸出する際に、パーゼル条約附属書Ⅳに掲げる処分作業が行われるものではない中古品（リユース目的）として判断するのは、以下のいずれの項目も満たす場合のみです。

1 つでも基準を満たさない使用済み電気・電子機器については、同附属書Ⅳに掲げる処分作業目的での輸出とみなされます。この場合、輸出者は、当該機器について、有害物質の含有の有無を確認し、パーゼル法の該非を確認する必要があります。

	基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法 <sup>①</sup> の例
① 年式・外観	<p>破損や傷、汚れがないこと （大幅な修理が必要な場合は中古使用とは見なされない）</p> <p>※ 特定家庭用機器<sup>②</sup>に関しては、別表を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品の筐体に大きな打痕がないこと及び著しい汚れがないことを確認する。</li> <li>電源プラグの溶痕（キズ）・変形のないこと、電源コードの劣化・キズ（半断線、亀裂）がないことを確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別製品ごとに、製造年・型式・メーカー及び破損等のないことを確認し、その結果の記録、もしくは、その事実を確認できる書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。記録については、開封せずとも確認できるようにしておくこと。</li> <li>また、求めに応じ目視可能な状態にしておくこと。</li> </ul> <p>※ 製造年等が不明な場合は、個別製品に番号を記したシールを貼り、求めに応じて説明可能な状態にしておくこと。</p>

<sup>①</sup> 証明のための記録・書類等は、輸入国等においても確認が行われる可能性を考慮し、英文のものを提示できるよう配慮すること。

<sup>②</sup> 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第 2 条第 4 項に規定する特定家庭用機器をいう。

# 行政だより

	基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法 <sup>①</sup> の例
② 正常作動性	<p>通電検査等を実施し、個々が正常に作動すること</p> <p>※ 使用に際しての当該電気・電子機器の作動に必要な通電用、充電用付属品が欠損していないこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通電等の正常作動検査を実施し、その機能、効用を有することを確認する。</li> <li>・ 左述付属品が欠損している場合は、現地での使用方法又は付属品の調達方法を確認する。</li> <li>・ 蓄電池が内蔵されている物については、その蓄電池の使用期間を確認し（又は、充電機能検査を実施し）、十分な蓄電を行えることを確認する。 （この場合、蓄電池使用に係るメーカー推奨期間に留意するとともに、鉛蓄電池等が機能せず中古使用が不可能な状態であれば、パーゼル法の規制対象となる懸念があることに留意すること。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別製品ごとの正常作動検査の結果、個別製品の種類ごとの正常作動検査方法及び検査実施状況を撮影した写真を記録し、検査内容に責任を負う事業者名・連絡先と併せて、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。開披せずとも記録を確認できるようにしておくこと。</li> <li>・ 税関での検査時等において、求めに応じて正常作動検査等を行えるようにしておくこと。</li> <li>・ 左述付属品が欠損している場合は、その付属品名と輸出国での調達可能性の説明を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> <li>・ 内蔵された蓄電池については、その使用期間を記載するか、充電機能検査を実施した結果を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> </ul>
③ 梱包・積載状態	<p>荷姿等が適切であること（集荷、輸送、積み込み及び積み下ろし作業中の破損を防ぐように適切に梱包、積載及び保管されていること）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレビモニター等がある場合には、その画面部分には段ボール紙等により画面保護を行う。</li> <li>・ 小型の物については、必要に応じて、段ボール箱を利用、個別に包装する等し、整然と積載する。</li> <li>・ 積み込みを行うまでの間、風雨等にさらされないよう屋内で適切に保管する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送中等の破損を防止するための梱包・積載方法の説明とともに、梱包の状況を撮影した写真及び積載の状況を撮影した写真（コンテナ積載開始時・中間・扉付近の3箇所以上）を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> </ul>

## ADMINISTRATION INFORMATION

	基準	輸出者等による対処事項	輸出者による証明方法 <sup>①</sup> の例
④ 中古取引の 事実関係	<p>契約書等により中古品取引の事実関係が確認されること</p> <p>※ 当該契約書等には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 使用済み電気・電子機器の中古品の販売に関する内容（取引価格に関する情報を含む）</li> <li>2. 部品取りされない旨が少なくとも記載されていること</li> </ol>		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 取引の事実関係等を証する書類を求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> </ul>
⑤ 中古市場	<p>輸入国において当該製品の中古市場があること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 輸入国において確実にリユース目的で販売されることを確認する。</li> <li>- 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入が認められている場合は、その政府許可等を確認する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 輸入国において自ら中古販売する者の名称・所在・連絡先・販売店の写真を記録し、求めに応じて提出可能な状態にしておくこと。</li> <li>- 輸入国政府の許可を前提に、再輸出目的で輸入を認められている場合は、その政府許可等を提示可能な状態にしておくこと（英文以外は、その翻訳（日本文又は英文）を提示できるよう配慮すること）。</li> </ul>

## 行政だより

(別表) 特定家庭用機器の年式・外観に係る判断項目

機器	年式	外観
エアコンディショナー	製造から 15年以内	下記に該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 室外機外面の錆が表面積の約10%以上</li> <li>➤ 室内機が破損している</li> <li>➤ 室内機と室外機が揃っていない</li> <li>➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである</li> </ul>
テレビジョン	製造から 15年以内	下記に該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ブラウン管または筐体の破損</li> <li>➤ ブラウン管に深い傷、若しくは焼き付けがある</li> <li>➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである</li> </ul>
冷蔵庫・冷凍庫	製造から 10年以内	下記に該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上</li> <li>➤ 庫内の棚板・プラスチックケースが両方とも欠損</li> <li>➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである</li> </ul>
洗濯機	製造から 10年以内	下記に該当しないこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外面及び内面の錆・破損、部品欠損が全体面積の約10%以上</li> <li>➤ ふたが欠損している</li> <li>➤ リコール対象製品など、製品安全上、回収の必要性が明らかである</li> </ul>

注1) 本別表は、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」(産業構造審議会・中央環境審議会合同会合、平成20年9月)のガイドラインAに基づくもの。

注2) リユース品としての需要が存在する範囲について地域の特性などに留意し、表中の製造年数を超える製品については、型式・メーカーを指定の上で輸出先国において確実にリユース目的で販売されることを証する書類(輸入者等との契約書等)を提出することにより(基準①を参照)、例外的に年式基準の適合に代えられる可能性がある。ただし、求めに応じて該当製品を確認できる状態しておくこと。



## ADMINISTRATION INFORMATION

**5. 事前相談等における留意事項**

アジアなどの諸外国においては、使用済み電気・電子機器の輸入を規制している国が多数存在しています。輸出に際しては、輸出先国等（該当する場合は通過国も含む。）の規制の遵守が前提であり、輸出者は、輸入者と連携の上、輸出先国等の規制（禁制品の有無、中古品判断基準、事前申告の必要性、輸入者のライセンス保持等）について確認し、また、求められた場合は輸出先国等当局に輸出先国等の規制を遵守していることを示す必要があることにご留意ください。

特に、輸入国政府の許可を前提として再輸出目的で輸入を認めている国への輸出などについて、輸入国の協力を得られる場合は、環境省は、再輸出先でのリユース状況を確認することがあることにご留意ください。

# 行政だより

## 【参考】 使用済み電気・電子機器の例

### <家庭で使用する電気・電子機器>

冷蔵庫・冷凍庫  
 エアコン  
 室外機  
 洗濯機  
 ブラウン管テレビ  
 液晶テレビ  
 プラズマテレビ  
 電子レンジ  
 炊飯器  
 ジャーボット  
 食器洗い乾燥機  
 クッキングヒーター  
 換気扇  
 電気温水器（電気瞬間湯沸器）  
 給湯器  
 空気清浄機  
 加湿器  
 除湿機  
 扇風機  
 電気掃除機  
 電気かみそり  
 電気式家庭用生ゴミ処理機  
 電動ミキサー  
 電気式コーヒーマーカー及びティーメーカー  
 トースター  
 ホットプレート  
 電動歯ブラシ  
 携帯用電気ランプ  
 電気暖房機器  
 電気カーペット  
 ヘアドライヤー  
 電気アイロン  
 家庭用電動ミシン  
 電話機（電気機器内蔵の物）  
 ファクシミリ  
 携帯電話  
 公衆用PHS端末  
 ラジオ放送用受信機  
 ビデオテープレコーダ（セット）  
 DVD-ビデオ  
 BDレコーダ/プレーヤ  
 ビデオカメラ（放送用を除く）  
 プロジェクタ  
 ビデオプロジェクション  
 BS/CSアンテナ  
 CS専用アンテナ  
 CSデジタルチューナ  
 地上デジタルチューナ  
 ケーブルテレビ用STB  
 デジタルオーディオプレーヤ（フラッシュメモリ）  
 デジタルオーディオプレーヤ（HDD）  
 テープレコーダ  
 MDプレーヤ

ステレオセット  
 CDプレーヤ  
 ICレコーダ  
 アンプ  
 スピーカシステム  
 電池式ヘッドホン及びイヤホン  
 カメラ（電気機器内蔵の物）  
 デジタルカメラ  
 PC（デスクトップ型）  
 PC（ノートブック型）  
 モニター（電子計算機用）  
 プリンタ  
 フォトプリンター  
 リモコン  
 キーボードユニット  
 電卓  
 電子辞書  
 電気照明器具（電球を含む。）  
 電気式時計  
 家庭用電気工具

### <家庭用医療機械器具類

（医療機関等で使用されたものを除く。）>

家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置  
 家庭用電気・光線治療器  
 家庭用磁気・熱療法治療器  
 家庭用吸入器  
 家庭用医療用物質生成器  
 電子体温計  
 電子血圧計

### <電気・電子機器等を内蔵する遊技機器>

電気楽器（電子キーボード、電気ギター等）  
 携帯型ゲーム機（電気機器内蔵の物）  
 据置型ゲーム機（電気機器内蔵の物で、パチンコ、スロットルマシンを含む）

### <自動車から取り外し可能な電気・電子機器>

カーナビゲーションシステム  
 カーカラーテレビ  
 カーDVD  
 カーステレオ  
 カーCDプレーヤ  
 カーMD  
 カーアンプ  
 カースピーカー  
 カーチューナ  
 カーラジオ  
 VICSユニット  
 ETC車載ユニット

## ADMINISTRATION INFORMATION

## 微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン (洗浄処理編) について

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課より平成25年12月作成された微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン（洗浄処理編）が発表されました。

本ガイドラインは、洗浄処理方式による低濃度PCB廃棄物（微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）の安全かつ確実な無害化を進めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に定められている洗浄処理に係る基準等の遵守に関する事項の他、処分状況や維持管理の状況に関する情報公開の方法に関する事項などを具体的に示したものです。

詳細につきましては、本会ホームページをご覧ください。

<http://www.o-sanpai.or.jp>

担当 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課  
公表 平成25年12月

# 行政だより

基安化発 0110 第 1 号  
平成 26 年 1 月 10 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長  
(契印省略)

「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の運用に当たり留意すべき事項について

標記については、「「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」の改正について」（平成 26 年 1 月 10 日付け基発 0110 第 1 号）により、焼却炉をあらかじめ取り外した上で処理施設に運搬して付着物の除去と解体を行う作業方法（移動解体）に対応させる見直し、移動解体が労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 36 条第 36 号の業務に含まれることを明確化する通達改正等が行われたところである。

今般、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について」（平成 13 年 4 月 25 日付け基発第 401 号の 2）の運用に当たり、従来から関係事業場に指導してきた事項を整理するとともに、留意すべき事項について改正内容を含めて別添のとおり解説として取りまとめたので、業務の参考とされたい。

なお、「特定作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策の考え方について」（平成 15 年 8 月 1 日付け基安化発第 0801001 号）は、廃止する。

## ADMINISTRATION INFORMATION

別添

## 廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱の解説

## 第1 対策要綱の第1関係

## 1 対策要綱の考え方

廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成26年1月10日付け基発0110第1号の別添。以下「対策要綱」という。）は、廃棄物の焼却施設におけるダイオキシン類ばく露防止のために講ずべき基本的な措置を定めたものであるが、事業者は、廃棄物の焼却施設におけるダイオキシン類以外の有害要因及び危険要因に対しても、健康障害又は危険を防止するため必要な措置を講じなければならないことは言うまでもないこと。

## 第2 対策要綱の第2関係

## 1 作業の分類について

## (1) 廃棄物焼却炉の定義

廃棄物焼却炉の定義は、ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第5号の規定によること。廃棄物の焼却施設（ダイオキシン類対策特別措置法第12条第1項の規定に基づく特定施設の設置の届出がなされているものに限る。）に、複数の廃棄物焼却炉がある場合には、そのすべての廃棄物焼却炉を1つの焼却炉とみなして、その火床面積又は焼却能力の合計により労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の適用の有無を判断することとなる。この場合、同一敷地内であっても、第一処理場、第二処理場のように二以上の焼却施設として届出が行われている場合には、各々の焼却施設ごとに安衛則の適用の有無を判断すること。

なお、休廃止した焼却施設にある焼却炉及び特定施設の設置の届出の対象でない焼却炉については、集じん機、煙道等設備の一部が共有されているものでない限り、個々の焼却炉ごとに適用を判断すること。

## (2) 作業の分類の補足

## ア 運転、点検等の作業に含まれるもの

## (ア) 耐火煉瓦の取替えなどの定期補修等

耐火煉瓦の取替えに併せて、損傷した炉壁の一部を補修するために構造物の一部を撤去することは、「大規模な撤去」には該当しないこと。

## (イ) 廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の外部の土壌に堆積したばいじん、焼却灰その他の燃え殻（以下「残留灰」という。）を除去する作業

廃棄物の焼却施設において、残留灰を除去する作業については、当該焼却施

## 行政だより

設が運転中であるか否かを問わず、対策要綱の1の(1)の作業として取り扱うこと。ただし、当該燃え殻が、廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等に伴って発生するものについては、対策要綱の1の(3)に該当するものであること。

なお、廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務を請け負う事業者が、残留灰の除去作業を併せて請け負うことが多いことに鑑み、解体作業を請け負う事業者の便宜のため、対策要綱の第3の「3 解体作業において講ずべき措置」においては、解体作業に併せて残留灰を除去する作業を行う場合の留意事項を付記していること。廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務の発注に際し、必ずしも残留灰の除去作業を求めるものではないが、解体作業を完了した後に廃棄物の焼却施設内に残された残留灰については、廃棄物の焼却施設を管理する事業者が引き続き管理する必要があることに留意すること。

### イ 解体作業に含まれるもの

#### (ア) 廃棄物焼却炉、集じん機、煙突等の設備の主要部分の撤去

定期補修の機会をとらえて実施する作業であっても、廃棄物焼却炉、集じん機等の計画的な設備更新、煙突の取外し作業、数回の定期補修時に分割して行う煙道の交換のように、既存の構造物の一定部分を取り壊すものについては、「大規模な撤去」に該当すること。

なお、小型の廃棄物焼却炉の煙突の取外しの特例については、本解説の第3の3の(3)のイを参照のこと。

#### (イ) 廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務に伴い生じたばいじん、焼却灰その他の燃え殻を除去する作業

廃棄物焼却炉、集じん機等の設備の解体等の業務において、設備内に残された燃え殻のほか、付着物の除去や取外し作業により生じた汚染物を取り扱う作業は、解体作業に含まれること。

### ウ 運搬作業の範囲

運搬作業には、廃棄物の焼却施設における取り外した設備の運搬車への積込み、当該設備の廃棄物の焼却施設から処理施設までの運搬及び処理施設における当該設備の積下ろしが含まれること。運搬作業については、安衛則第36条及び同第592条の2から第592条の7までの規定は適用されないが、設備の積込み、積下ろしを行っている間、設備の覆い等が破損する場合に備え、対策要綱の別紙3に示すレベル1以上の保護具を使用する必要があること。

## 2 遠隔操作等で行う作業及びばく露の少ない廃棄物焼却炉における作業の適用関係について

### (1) 遠隔操作等で行う作業

本件の適用は、完全に密閉の状態で行うものに限られるものであり、特に、解体

## ADMINISTRATION INFORMATION

等の作業において単に養生等が十分に行われることをもって「労働者がばく露することのない作業」に該当するものではないこと。

(2) ばく露の少ない焼却炉における作業

対策要綱の第2の2の(2)のエの「単一種類の物を焼却する専用の焼却炉」として、屋外に設置された製材及び集成材専用の焼却炉については、標準的なD値が定められており、対策要綱の別紙1の7の(3)のウと同一であること。

第3 対策要綱の第3関係

1 運転、点検等作業及び解体作業において共通して講ずべき措置

(1) 作業指揮者の選任について

作業指揮者の選任に当たり資格等特段の制限はないが、事業者は、選任した作業指揮者に付着物の除去、ダイオキシン類を含む物の発散源の湿潤化及び保護具に係る措置が安衛則第592条の3から第592条の5までの規定に適合して講じられていることを点検させる義務があることに留意すること。

なお、作業指揮者を養成する観点から、中央労働災害防止協会安全衛生サービスセンター等において作業指揮者教育講習が開催されている。

(2) 発散源の湿潤化について

「著しく困難なとき」とは、湿潤化のために用いた水が周辺におかれた電気機器等に直接かかることにより当該機器が壊れるおそれがある等技術的に困難なときに限られること。耐火煉瓦の補修に当たっては、補修を行わない部分の養生を行った上で、補修を行う部分を湿潤化することにより粉じんの発生を抑制し、運転開始前に乾燥させることにより劣化を防止できるものであること。

また、ダイオキシン類を含む物がすす等撥水性のもので、水により粉じんの飛散防止措置をとることが困難な場合には、粉じん飛散抑制剤を用いる方法があること。

(3) 就業上の配慮について

胎児期は、臓器や機能が形成される重要な時期であり、ダイオキシン類の毒性に対する感受性が特に高いとされていることから、女性労働者については、ダイオキシン類のばく露を防止する観点から母性保護が必要なものであること。

(4) 保護具について

ダイオキシン類ばく露防止の観点から、労働衛生保護具を適切に使用することにより、呼吸による粉じんやガス状物質のばく露を防止するとともに、皮膚への接触や手指に付着した粉じんが口に入ることを防止することが重要であること。

ア 対策要綱の1の(1)及び(2)に掲げる運転、点検等作業並びに(3)に掲げる解体作業に労働者を従事させるときは、2の(1)に該当する場合を除き、別紙3に示す保護具を使用させること。また1の(4)に掲げる運搬作業においては、運搬車への設備の積込み及び運搬車からの設備の積下ろしに従事

## 行政だより

する労働者に対し、別紙3に示すレベル1以上の保護具を使用させること。

なお、別紙3に示す保護具は、現時点で利用可能な保護具を区分したものであり、保護具の選定に当たっては、日本工業規格（JIS）の動向その他技術開発を踏まえて判断すること。

イ 1年以内ごとに実施される炉等内部の定期補修においては、前回定期補修時の測定結果を用いて保護具を選定して差し支えないこと。

ウ 対策要綱の別紙3において、今般、レベル1の呼吸用保護具として追加された電動ファン付き呼吸用保護具は、呼吸用保護具の面体の内部が常に陽圧に保たれるため、防じんマスクと比較して、顔面と面体との隙間からの漏れが小さく高い防護効果が期待できるとともに、呼吸時における労働者への負担が小さい特徴がある。このため、解体作業及び残留灰除去作業のうち、ガス状ダイオキシン類が発生するおそれのない作業を対象に、積極的に活用することが望ましい。電動ファン付き呼吸用保護具の規格は、JIS T 8157「電動ファン付き呼吸用保護具」によること。

### (5) 喫煙等の禁止

ダイオキシン類は、呼吸によって粉じんやガス状物質として吸入するだけでなく、手指に付着した粉じんが飲食物に付着して口に入るおそれがあることから、作業場における喫煙及び飲食を禁止する必要があること。

## 2 運転、点検等作業において講ずべき措置

### (1) 安全衛生管理体制の確立について

常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、衛生委員会の開催に併せてダイオキシン類対策委員会を開催することができること。

### (2) 空気中のダイオキシン類濃度の測定について

ア 定期補修等における作業についても、空気中のダイオキシン類濃度の測定を行う必要があること。

イ 本規定は、突発的な設備故障等が発生した場合に、空気中のダイオキシン類の測定結果を待たずに緊急の復旧作業（解体作業に該当する場合を除く。）を行うことを妨げるものではないが、通常運転時等における空気中のダイオキシン類の濃度から当該作業におけるダイオキシン類濃度を推定する等により、安衛則第592条の5に基づく適切な保護具を選定する必要があること。

ウ 測定結果を関係労働者に周知する方法として、測定結果を労働者が見やすい場所に掲示する方法があること。

## 3 解体作業において講ずべき措置

### (1) 対象施設の情報提供について

ア 廃棄物の焼却施設を管理する事業者は、解体作業を請け負わせるに当たり、6月以内に測定した対象施設の空気中のダイオキシン類濃度の測定結果、残留



## ADMINISTRATION INFORMATION

灰の堆積場所に関する情報等を提供することにより、解体作業を請け負った元方事業者等がダイオキシン類のばく露防止措置を適切に講ずることができるよう配慮すべきこと。

イ 廃棄物の焼却施設を管理する事業者は、使用を廃止した廃棄物の焼却施設について、焼却炉等の設備の解体作業に先立ち、設備内部のダイオキシン類を含む付着物の除去作業を請け負わせるときは、当該作業を行う事業者が行ったサンプリング調査の結果等を当該事業者から人手の上、これを保存し、解体作業を行う事業者に提供すること。

(2) 安全管理体制の確立について

関係事業者は、ダイオキシン類のばく露防止措置のみならず、特に、解体作業における関係労働者の安全及び熱中症予防や、焼却対象物に由来する各種有害要因、設備の解体に伴って生ずる石綿粉じんその他の有害要因等にも配慮する必要があること。

また、保護具等によりダイオキシン類のばく露防止措置を講じた結果、労働者の視野や行動が制約されることにより墜落、転落等のおそれがないよう、統括安全衛生責任者及び元方安全衛生管理者は、労働者の安全と健康の確保に留意すること。

(3) 移動解体を採用する場合の要件について

ア 移動解体の対象とする廃棄物焼却炉、集じん機等の設備は、必ずしも小型の焼却炉に限らず、規模の大きな設備であっても、煙道を介して連結された各設備についてはボルト締め等がなされた連結部を取り外す等により運搬が可能になれば、移動解体を行うこととして差し支えない旨を明確にしたこと。一方、廃棄物焼却炉の各燃焼室や集じん機等の各設備が、煙道を介さずに直接ボルト締め等で連結されているなど、連結部分の取外しにより設備の構造を維持できないおそれがある場合や、小型の焼却炉であっても、つり上げ時に底板がはずれたり、老朽化により設備の構造が維持できないおそれがある場合には、移動解体を行ってはならないこと。

イ 使用を廃止した廃棄物の焼却施設について、煙突の取外し作業のみを行う場合であっても、解体作業の一環として取り扱うこと。ただし、労働安全衛生法第88条第4項及び安衛則第90条第5号の3に基づく計画の届出を必要としない小規模の廃棄物の焼却施設であって、以下に示す作業方法により作業を行う場合には、空气中のダイオキシン類の測定及びサンプリング調査、付着物の除去及び発散源の湿潤化は要しないこと。

(ア) 煙突を固定しているボルトの取外しについては、手作業により行うものであり、煙突本体の溶断等を行うものでないこと。

(イ) 煙突の取外しにより生ずる煙突及び炉の本体の開口部については、直ちに覆うことにより、ばいじん等の発散が最低限に抑えられるものであること。

## 行政だより

と。

(ウ) 本体、煙突ともに養生し、保管すること。

### (4) 空気中のダイオキシン類の測定及びサンプリングについて

#### ア 空気中のダイオキシン類の測定

隣接する焼却炉等も含め、すべての運転を休止した後1年以上を経過した焼却施設の解体作業を行う場合（過去1年以内に灰出し作業、定期補修作業等粉じんの発生を伴う作業が行われているもの及び処理施設における解体作業を除く。）には、作業前の測定を省略し、保護具の選定に当たっては、測定結果を $2.5\text{pg}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3$ 未満とみなして差し支えないこと。

#### イ 汚染物のサンプリング

汚染物のサンプリングは、安衛則第592条の2第2項により解体工事事業者が行うこととされており、解体作業を開始する前6月以内に行うことを原則とする。ただし、解体方法の決定、保護具の準備等を円滑に行うため、過去1年以内に行われた定期補修時にサンプリング、分析されたデータを用いて差し支えない。この場合、廃棄物の焼却施設を管理する事業者が行ったサンプリング、分析であっても、その結果の妥当性（サンプリング後に運転条件が変更されていないか等）、必要な対象物を網羅しているかどうか等の判断は解体工事事業者が行うこと。

#### ウ 追加的サンプリング調査

追加的サンプリング調査は、解体工事の工事日程に影響を及ぼすことも多いことから、追加的サンプリングに代えて、あらかじめ、サンプリング対象物ごとに複数個所のサンプリング及び分析を行うこととして差し支えないこと。

#### エ サンプリング調査の記録及び記録の保存

関係労働者に周知する方法として、測定結果を労働者が見やすい場所に掲示する方法があること。

### (5) 解体作業の計画の届出について

ア 移動解体における計画の届出は、廃棄物の焼却施設における取外し作業及び処理施設における解体作業を合わせ、廃棄物の焼却施設の所在地を管轄する労働基準監督署長に対して行う必要があること。

イ 「解体作業が行われる作業場」には、移動解体における処理施設を含めること。

### (6) 付着物除去作業の実施について

付着物除去作業は、解体作業に伴うダイオキシン類の発生を防止するために重要であることから、作業指揮者は、耐火煉瓦、不定形耐火物、構造物材料の表面の露出を確認することにより行うとともに、当該箇所の付着物除去の前後の写真を記録した上で、統括安全衛生責任者等により付着物除去作業が十分に行われたことの確認を受けること。

## ADMINISTRATION INFORMATION

なお、煉瓦、ライニング材のような多孔質材料の付着物除去は十分に行えないことがあり、前述の確認等において付着物除去作業が困難であると判断された場合には、対象物全体をダイオキシン類で汚染された廃棄物として取り扱う必要があること。

## (7) 周辺環境への対応

## ア 解体廃棄物の処理

3000pg-TEQ/g を超える高濃度汚染物を常時取り扱う作業、例えば高濃度汚染物の無害化処理作業等に当たっては、作業を行う場所を保護具選定に係る第3管理区域とし、かつ対策要綱の別紙5によりレベル4の保護具を使用する必要があること。

## イ 敷地境界部分における環境調査

解体作業終了後に行う周辺環境等の調査は、解体作業が周辺環境に影響を与えたかどうかを事業者として確認又は記録する趣旨のものであり、環境関係法令や条例等の定めがある場合はこれに従うこと。

## ウ 残留灰を除去する作業を完了した箇所における環境調査

原地盤上面の状況を写真等により記録するとともに、周辺への汚染の広がりがないことを確認すること。また、原地盤土壌がダイオキシン類に汚染されているおそれがある場合には、廃棄物の焼却施設として引き続き管理する場合を除き、「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準」（平成11年環境庁告示第68号）に規定する方法で、原地盤上面をサンプリング調査することが望ましいこと。

## 第4 対策要綱の別紙1関係

## 1 測定の頻度

1年に1回行われる定期補修等6月を超える期間ごとに行われる作業については、その期間ごとに測定を実施すれば足りること。また、施設・設備、作業工程及び作業方法等に大幅な変更がない範囲において、過去に算出したD値を用いてダイオキシン類の濃度を求めて差し支えないこと。

## 2 測定の位置

## (1) 作業場所が屋内の場合について

## ア 炉の内部における測定点

廃棄物焼却炉の内部において保守点検等の作業を行う場合には、炉の内部についても空気中のダイオキシン類濃度の測定を行うこと。ただし、単位作業場所が著しく狭い場合であって、当該単位作業場所におけるダイオキシン類の濃度がほぼ均一であることが明らかとなるときは、測定点の数を5未満とし、又はB測定に準じた測定をもって代えることができること。

## 行政だより

### イ B測定 of 取扱い

粉じんの発散源に近接する場所において作業が行われない単位作業場所であつて、B測定に準じた測定を行わない場合は、別紙4又は別紙5におけるB測定値は、 $2.5\mu\text{g}\cdot\text{TEQ}/\text{m}^3$ 未満とみなし、もつぱらA測定に準じた測定により求めた第1評価値及び第2表評価値により管理区域を決定すること。

### 3 空気中のダイオキシン類及び総粉じんの濃度測定

(1) 粉じん、ガス状物質及び微細粒子のダイオキシン類濃度を測定する場合について

ア か等内における灰出し、清掃、保守点検等の作業における特例

粉じん、ガス状物質及び微細粒子を合計してダイオキシン類濃度を分析し、別紙2により管理区域を決定することとして差し支えないこと。

イ 定期補修等の作業において、1回の作業時間が短い場合には、別紙1の4のウに示すサンプリング時間未満となつても差し支えないが、デジタル粉じん計を用いた併行測定によりろ紙上に捕集される粉じん量を推測する等により、ダイオキシン類の分析に十分な量の粉じんを補修すること。その場合、補修される粉じんの量が不足するときは、連続する2日間にわたり捕集した粉じんを合算し、又は複数のサンプリング機器により捕集した粉じんを合算する方法があること。

### 4 D値の算出及びD値を用いたダイオキシン類濃度の推定

(1) D値を用いたダイオキシン類濃度の推定について

作業場の施設、設備、作業工程及び作業方法に大幅な変更がない範囲においては、空気中の総粉じんに対するダイオキシン類の割合はほぼ一定とみなし、1回目の測定において算出したD値を2回目以降の測定に使用して差し支えないこと。

なお、D値は、当該単位作業場所においてのみ使用可能であること。

(2) ダイオキシン類濃度が低いと思われる焼却炉の特例について

「単一種類の物を焼却する専用の焼却炉」とは、「ダイオキシン類濃度測定の特例について」(平成13年10月17日付け基安化発第52号の2)により標準的なD値が示された、屋外に設置された製材及び集成材専用の焼却炉が該当すること。

## ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡  
平成26年1月

公益社団法人全国産業廃棄物連合会 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課

PCB廃棄物の適正処理の徹底について（依頼）

産業廃棄物処理の推進につきましては、日ごろより御尽力賜り感謝申し上げます。

さて、PCB廃棄物については、廃棄物処理法及びPCB特別措置法に基づいて、事業者において適切な処理を行っていただく必要があります。

これに対し、都道府県市を対象とした調査によれば、年間20～40件程度のPCBの漏えい事案、年間30～50件程度のPCB廃棄物の紛失事案及び年間20～30件程度のPCB廃棄物の不適正処分事案が発生（別紙1）しており、これによる環境汚染が懸念されています。また、不適切な処分を行うことにより検挙に至る事案も発生（別紙2）しています。

また、「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」（平成24年8月 PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会 ※）においても、保管事業者及び関係事業者が適正な保管・処分に関する責務を有することについて、あらゆる機会を捉え、関係者の理解の増進を図ることの必要性が指摘されているところです。

これを踏まえ、環境省では、別添のとおり保管事業者向け及び関係事業者向けパンフレットを作成いたしましたので、貴連合会会員に配布いただき、PCB廃棄物の適正な処理の徹底について周知いただくようお願いいたします。

（別紙1）PCB廃棄物に係る漏えい・紛失等の事例について

（別紙2）廃棄物処理法違反、PCB特別措置法違反、組織犯罪処罰法違反による事件概要

※検討委員会報告書 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15598>

（別添）

（1）保管事業者向けパンフレット

「PCB廃棄物を保管している事業者のみなさまへ」

（2）産廃・リサイクル業者向けパンフレット

「トランス、コンデンサを廃棄・リサイクルする前に PCB が含まれているか否かの確認を必ずしてください。」

# 行政だより

別紙 1

## PCB廃棄物に係る漏えい・紛失等の事例について

都道府県・政令市に対し、平成 20 年度以降に発生した PCB 廃棄物に係る漏えい事案、紛失事案、不適正処理事案、不法投棄事案について情報提供を求め、報告のあった事例をとりまとめた。

なお、東日本大震災の影響により紛失等した事案については、集計から除いている。

調査実施時期：平成 23 年 9 月、平成 24 年 6 月、平成 25 年 9 月

対象：都道府県（47）及び廃棄物処理法政令市（65 市）（回答率：100%）

### 1. 漏えい事案

年度	件数	漏えいした PCB 廃棄物の台数				
		高圧トランス・コンデンサ		安定器	絶縁油	その他 (汚染物等)
		高濃度	微量汚染			
平成 20 年度	35	3	47	1	—	—
平成 21 年度	43	5	29	2	—	—
平成 22 年度	42	6	24	0	—	—
平成 23 年度	21	4	17	0	—	—
平成 24 年度	27	7	16	0	1	4

#### (事例 1)

- ・市職員が、定期的な立ち入り検査時に漏えいを発見。
- ・屋外の専用保管庫に抜油済みを含むコンデンサ（高濃度 26 台）及び絶縁油（165ℓ）を保管している事業者が、保管庫内部において抜油済みと考えていたコンデンサから最大で約 120ℓ の絶縁油を漏洩させた。
- ・漏洩した絶縁油は、保管庫外部の土壌等からも検出されたため、生活環境保全上の支障が生じるおそれがあることから、廃棄物処理法に基づく措置命令を発出した。

#### (事例 2)

- ・廃ビルの解体工事中に、重機がトランスに接触。トランスが損傷し、PCB 廃油が漏出。

#### (事例 3)

- ・高圧コンデンサの濃度測定の際に機器に小さな穴を開けたため、その穴をガムテープでふさいでいた。
- ・処分の際に、その穴から漏洩。ウエスで拭き取り。拭き取ったウエスは、PCB 汚染物として処理予定。

## ADMINISTRATION INFORMATION

## 2. 紛失事案

年度	件数	紛失したPCB廃棄物の台数				
		高圧トランス・コンデンサ		安定器	絶縁油	その他 (汚染物等)
		高濃度	微量汚染			
平成20年度	34	49	5	170	—	—
平成21年度	47	51	23	14	—	—
平成22年度	42	47	16	51	—	—
平成23年度	35	28	14	302	—	—
平成24年度	55	37	44	62	3	4

## (事例4)

・キュービクル内に保管していたコンデンサが、キュービクルごと盗難に遭った。運搬先等は確認できていない。

## (事例5)

・破産し行方不明となった保管事業者の保管場所において、保管されているはずのPCB廃棄物がないことが判明。  
(高圧コンデンサ(高濃度) 1台)

## (事例6)

・閉鎖した工場に保管されていたPCB廃棄物が土地・建物の賃貸借を繰り返す内に紛失していたことが判明したため、当時の経営者から県条例に基づく紛失届が提出された。現在も紛失したPCB廃棄物の行方は届出者により調査中である。  
(高圧コンデンサ(高濃度) 2台)

# 行政だより

## 3. 不適正処分事案

年度	件数	不適正処分されたPCB廃棄物の台数				
		高圧トランス・コンデンサ		安定器	絶縁油	その他 (汚染物等)
		高濃度	微量汚染			
平成20年度	24	7	13	32	—	—
平成21年度	15	4	59	214	—	—
平成22年度	22	9	21	74	—	—
平成23年度	32	5	48	162	—	—
平成24年度	37	18	39	251	1	3

### (事例7)

・微量PCB混入電気機器である使用中の高圧トランス2台の更新工事を行った際、2台とも廃棄してしまい、追跡調査の結果、転売されていたことが判明、最終転売先は不明。

### (事例8)

・通報を受け金属くず買取業者に立入を行ったところ、抜油済み電気機器約40台が保管されていた。PCB分析を実施させたところ、5台から微量PCBが検出。現在、排出事業者を追跡中。

### (事例9)

・不動産を解体する際に、そこにPCB電気工作物が含まれているという認識が薄く、廃高圧コンデンサ(高濃度)1台を金属くずとしてリサイクル業者に渡し、その後の行方は分からなくなっている。  
・売買契約書にはPCBに関する記述がなされていたが、売却者から不動産購入者に対して十分な情報提供がなされていないことが、購入者のPCBに関する知識が少なかったことが紛失の原因と考えられる。



## ADMINISTRATION INFORMATION

## 4. 不法投棄事案

年度	件数	不法投棄されたPCB廃棄物の台数				
		高圧トランス・コンデンサ		安定器	絶縁油	その他 (汚染物等)
		高濃度	微量汚染			
平成20年度	5	6	6	20	—	—
平成21年度	9	4	8	0	—	—
平成22年度	5	4	0	0	—	—
平成23年度	5	4	13	0	—	—
平成24年度	5	3	3	0	0	0

## (事例10)

・マンションのゴミ捨場に高圧コンデンサ（高濃度）が不法投棄されていた。

## (事例11)

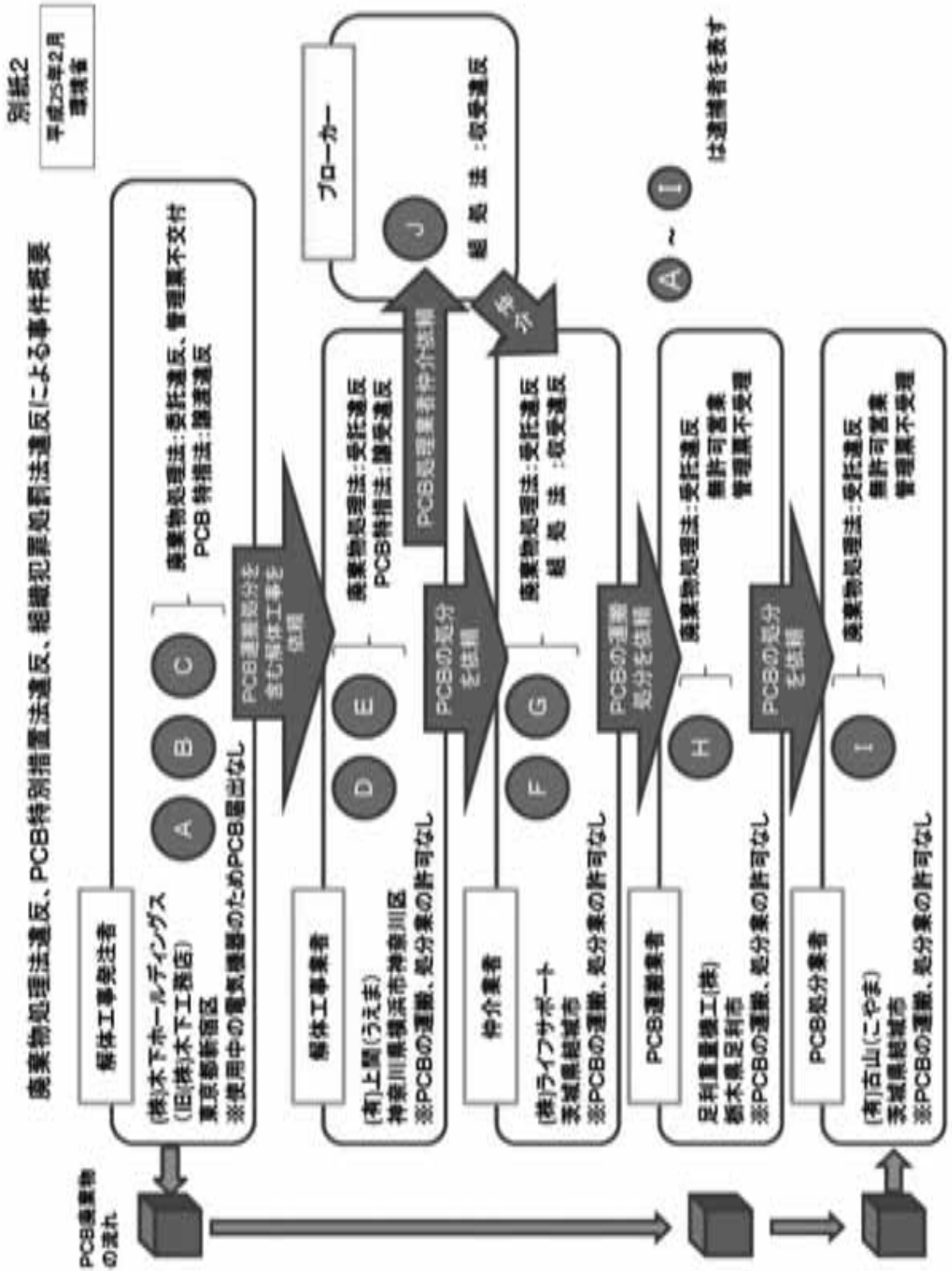
・建設工事現場から、埋設された高圧トランス等12台が発見されたもの。うち1台は、型式から高濃度PCB含有機器であると考えられる。機器の廃棄時期は、PCB特措法の施行前の可能性が高い

高圧トランス・コンデンサ（高濃度）1台  
高圧トランス・コンデンサ（微量）6台

## (事例12)

・市道に高圧コンデンサ（高濃度2台）及び安定器（20台）が不法投棄されていた。

# 行政だより



**トランス、コンデンサを  
廃棄・リサイクルする前に  
PCBが含まれているか否かの確認を  
必ずしてください。**



- 廃棄・リサイクルしようとしているトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等には有害物質である PCB<sup>®</sup>が含まれているかもしれません！<sup>(※ポリ塩化ビフェニル)</sup>
- PCB含有の有無を確認せずに、PCBが含まれているトランス、コンデンサを廃棄・リサイクルすると違法になります。



環境省

# 行政だより

トランスやコンデンサ等の廃電気機器には有害性物質である  
 PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む絶縁油が封入されているおそれがあります。  
 PCBが含まれている場合、知らずに鉄くずや廃油として  
 売買・処分しても違法となり、処罰の対象となる場合があります。  
 PCBが含まれている廃電気機器・廃油は普通の産業廃棄物とは異なり、  
 厳重に管理・処分しなければならない「特別管理産業廃棄物」となります。



## 廃棄・リサイクルする「トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器等」の廃電気機器について



所有者の方へ



まず、廃電気機器に  
 PCBが含まれているか否かの  
 調査をしてください。



産廃・リサイクル業者の方へ



PCBが含まれている廃電気機器を許可なく  
 引き取ることは違法です。引き取る前に、  
 PCBの有無を必ず確認してください。

## PCB廃棄物の調査方法、問い合わせ先

■絶縁油にPCBを使用した電気機器(高濃度PCB廃棄物)  
 電気機器に取り付けられている「銘板」に記載されている型式、製造年月を  
 もとに、各電気機器のメーカー又は一般社団法人日本電機工業会(JEMA)に  
 問い合わせください。これらの問い合わせ先は下記URLを参照してください。

[http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb\\_hanbetsu.html](http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/pcb_hanbetsu.html)

また蛍光灯安定器のPCB含有の有無についてはメーカー又は一般社団法人日本照明工業会にお問い合わせください。

<http://www.jlma.or.jp/anzen/pcb.htm>

■微量のPCBが混入した絶縁油に汚染された電気機器(微量PCB汚染廃電気機器等)

銘板に記載されている情報からでは判別できません。少量の絶縁油を採取し、PCB分析を行い、PCBが含まれているか否かの判別を行う必要があります。

●詳細は下記に問い合わせてください。



産業廃棄物適正処理推進センター(PCB担当) 03-5297-5651 <http://www.sanpainet.or.jp/>  
 [(公財)産業廃棄物処理事業振興財団 内]

## ADMINISTRATION INFORMATION

平成26年1月22日

貨物自動車運送事業法における荷主勧告の運用通達を改正します！  
(荷主勧告制度改正の概要)

国土交通省自動車局貨物課トラック事業適正化対策室

## 1 改正趣旨

荷主勧告とは、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第64条により、実運送事業者が行政処分等を受ける場合に、当該処分等に係る違反行為が主に荷主の行為に起因するものであると認められる場合に、当該荷主に対して、再発防止のための勧告を行うものである。

現行の荷主勧告の運用を定める局長通達等について、安全阻害行為を一層的確に防止するため、荷主勧告の対象とする重点的な類型等を明示することや、荷主勧告発動に先駆けて、「協力要請書」の発出を要件としないこととする等を措置することを内容とした改正を行うもの。

## 2 荷主勧告対象の重点的類型の設定及び調査端緒の明確化

## (1) 荷主勧告の対象となる荷主の行為の重点的類型

荷主勧告発動の対象となり得る荷主の行為として次の類型を明記し、これらの類型に掲げる荷主の行為が認められた場合は、法第64条第1項の構成要件に該当するかを、個別具体事案について適切に調査の上、運輸局より速やかに本省に勧告案を上申することとする。

ア 荷主が、実運送事業者に対する優越的地位や継続的な取引関係を利用して次の行為を行った事例

(7) 非合理的な到着時間の設定

(イ) やむを得ない遅延に対するペナルティの設定

(ロ) 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼

(エ) 荷主管理に係る荷捌き場において、手待ち時間を恒常的に発生させているにもかかわらず、実運送事業者の要請に対し通常行われるべき改善措置を行わないこと

イ 実運送事業者の違反に関し、荷主の関係者が共同正犯若しくは教唆犯又は強要罪で公訴が提起された事例その他荷主の指示等が認められた事例

## (2) 調査端緒

実運送事業者の違反に関し、荷主勧告の調査の端緒とするべき状況は、およそ次の類型とする。

ア 実運送事業者に対する監査等において、運送契約書等の書類、関係者からの証言等から、当該事業者が行った違反に関し、荷主の主体的な関与の疑いが認められた場合

イ 同一の荷主と取引関係にある複数の実運送事業者について、同一の違反を行った場合

ウ 過去3年以内に警告書（警告的内容の協力要請書を含む。）が発出さ

## 行政だより

れた荷主について、当該荷主の運送依頼により、実運送事業者が同種の違反で行政処分を課された場合

エ 実運送事業者の違反に対し、荷主関係者が共同正犯、教唆犯、強要等で捜査機関が捜査

オ 荷主が、過積載車両の運転の要求等（道路交通法第58条の5第1項各号に規定する行為）を行ったとして、警察署長が同条第2項に基づく再発防止命令書を発出

### 3 「荷主勧告」、「警告書」及び「協力要請書」の位置付けの整理

#### (1) 荷主勧告

法64条第1項の規定により、実運送事業者の違反行為が主として荷主の行為に起因するものであり、かつ、実運送事業者への処分のみでは再発防止が困難であると認められる場合に発動するもの。

荷主勧告を発動した場合、当該荷主名及び事案の概要を公表する。

#### (2) 警告書（現行の「警告的内容の協力要請書」を「警告書」に改める）

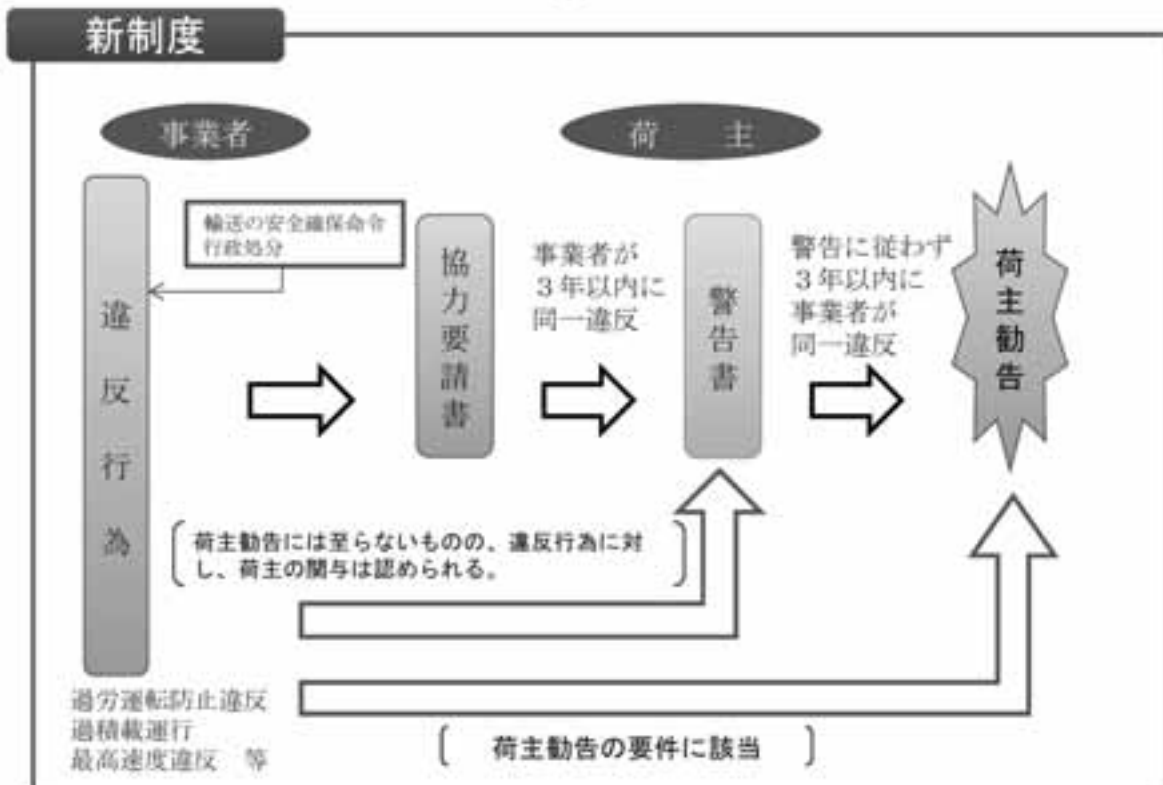
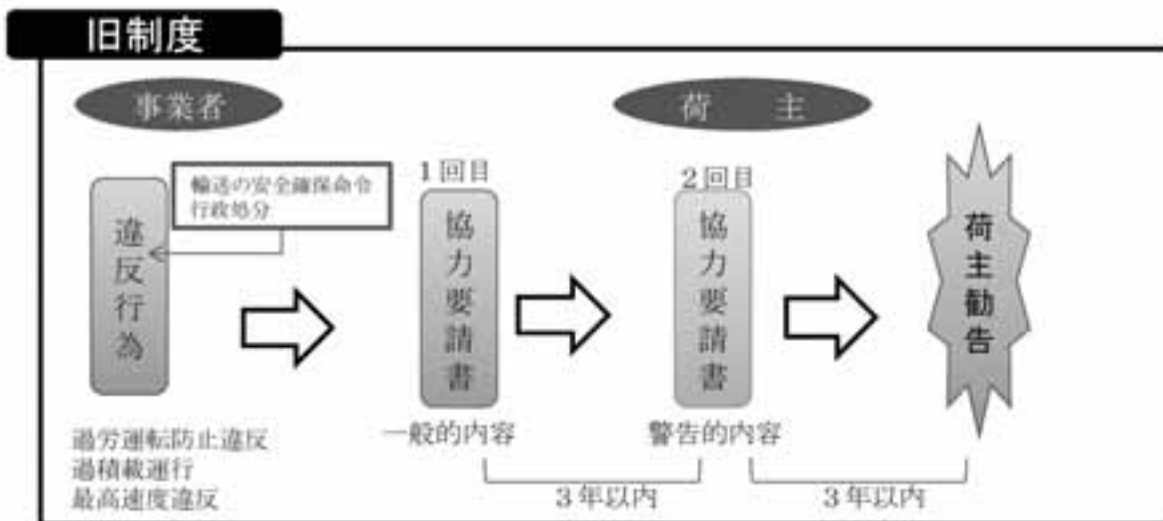
荷主勧告制度を補完する観点から、荷主勧告には至らないものの、実運送事業者の違反に関し荷主の関与が認められる場合に発出するもの。

#### (3) 協力要請書

荷主勧告制度を補完する観点から、実運送事業者の違反に関し、荷主の明確な関与は認められないものの、当該違反の再発防止のため、荷主の協力を要請する必要がある場合に発出するもの。

ADMINISTRATION INFORMATION

荷主勧告制度改正の概要



※ 荷主勧告は、関係省庁に協議の上、荷主名等を公表。

# 行政だより

## 荷主勧告発動の類型等

### 荷主勧告に係る端緒の類型

- 【類型1】 運送契約書等の書類や関係者の証言等から、違反行為に関し荷主の主体的な関与の疑い
- 【類型2】 同一荷主と取引のある複数の事業者が同一の違反
- 【類型3】 過去3年以内に警告書が発出されている荷主の依頼により事業者が対象違反
- 【類型4】 違反に対し、捜査機関が荷主関係者を教唆犯等で捜査
- 【類型5】 警察署長が荷主に過積載運転要求に係る再発防止命令書を発出

### 荷主勧告に係る荷主の行為の類型

- 違反行為が荷主の指示に基づき行われたことが明らかであること
- その他違反行為が主として荷主の行為に起因するものと認められること
- 荷主が事業者に対する優越的な地位や継続的な取引等を利用し次のような行為を実行
  - 【類型1】 非合理的な到着時間の設定
  - 【類型2】 やむを得ない遅延に対するペナルティの設定
  - 【類型3】 積込み前に貨物量を増やすような急な依頼
  - 【類型4】 管理荷捌き場において手待ち時間を恒常的に発生させているにもかかわらず事業者の要請に対し、通常行われるべき改善措置を行わない場合
    - 積載方法の見直し、ブースの見直し、作業マニュアル等現場改善活動、手待ち時間長時間化の際の到着時間の再設定・ルート変更等のマニュアル化、手待ち時間の実態把握や拘束時間内における作業完了等への配慮 等
- 【類型5】 荷主が事業者に対し、違反行為を指示、強要等

このような荷主の行為が見られた場合、個別具体的な事例に応じ、荷主勧告の要件に該当するか否かを判断

### ※ 荷主勧告書における勧告内容のイメージ

- 【例1】 事業用自動車の運転者について、改善基準告示違反につながるような貨物の到着時間の設定を行わないよう勧告する。
- 【例2】 事業用自動車の運転者に最高速度違反を惹起させることのないよう、契約において、交通渋滞等やむを得ない事情による到着時間の遅延に対し、ペナルティを課すことをしないよう勧告する。
- 【例3】 事業用自動車の運転者に過積載運行を惹起させることのないよう、積込み前に貨物量を増やす急な依頼をしないよう勧告する。
- 【例4】 貴社管理の荷捌き場において、恒常的な手待ち時間が発生させ、事業用自動車の運転者に改善基準告示違反となるような乗務をさせないよう、事業者と協議の上、積載方法の見直し、ブースの増設等の措置を講ずることを勧告する。
- 【例5】 トラック運送事業者に対し、過積載となるような運行を指示しないよう勧告する。



## ADMINISTRATION INFORMATION

環廃産発第1402031号  
平成26年2月3日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

### 建築物の解体時における残置物の取扱いについて（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、建築物の解体時における残置物の取扱いについては、全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議資料において別添のとおり周知されているところである。産業廃棄物処理業者による適正な廃棄物の処理を確保するため、貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

#### 記

- 1 建築物の解体時に当該建築物の所有者等が残置した廃棄物（以下「残置物」という。）は、建築物の解体に伴い生じた廃棄物（以下「解体物」という。）と異なり、その処理責任は当該建築物の所有者等にあるが、解体物の収集及び運搬又は処分を行う者にその処理を依頼する事例が見受けられる。
- 2 解体物は木くず、がれき類等の産業廃棄物である場合が多い一方、残置物はその排出状況及び性状により一般廃棄物又は産業廃棄物となる。  
残置物が一般廃棄物である場合、その処理を受託するためには、産業廃棄物処理業の許可を取得していることのみでは足りず、一般廃棄物処理業の許可又は市町村からの当該残置物の処理に係る委託を受ける必要がある。
- 3 各都道府県・各政令市におかれては、一般廃棄物である残置物の産業廃棄物処理業者による処理について相談等があった際には、市町村からの委託等を受ける必要がある旨、相談等を行った者に示すとともに、元々の占有者による適切な処理が行われない場合等には、当該市町村に対して、適正な処理業者に委託を行う等の廃棄物処理法に従った適正な処理を行うよう依頼されたい。

# 行政だより

**【別添】**

全国都道府県及び政令指定都市等  
環境担当部局長会議資料抜粋

**資料 2**

## 全国都道府県及び政令指定都市等 環境担当部局長会議資料

平成26年1月31日(金)

### 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

**② 建築物の解体時の残置物の取扱いについて**

建物の解体を行う際には、解体工事の開始までに、建物内の廃棄物を適正に処理することが基本である。そのため、解体予定建物中に残置された廃棄物（以下「残置物」という。）がある場合には、残置物の排出者である元々の占有者が、解体工事の施工に先立って、その責任において処理をすることが原則である。なお、一般家庭が排出する場合は一般廃棄物となり、事業活動を行う者が排出する場合は、当該廃棄物の種類・性状により産業廃棄物又は事業系一般廃棄物となる。

都道府県及び市町村においては、解体工事の施工に先立って残置物が発生しないように、残置物の排出者である元々の占有者が適切に処理をするよう周知・徹底に努めていただきたい。

なお、一般廃棄物については、その処理について市町村が統括的処理責任を有するところ、残置物の排出者である元々の占有者が、倒産、夜逃げ等において所在が不明である場合等、元々の占有者による適切な処理が行われないう場合等において、解体工事から排出される廃棄物の処理事業者等から、残置物の処理等についての問い合わせ・相談などがあつた際には、当該市町村における処理方法（排出方法、市町村が自ら処理しない物については連絡すべき処理業者等）を示す、又は適正な処理業者に対して市町村が処理を委託するなど、廃棄物処理法に従つた適正な処理を行っていただきたい。

## ADMINISTRATION INFORMATION

平成26年度第1四半期セーフティネット保証5号の  
指定業種解除について

政府の平成25年度補正予算成立後、一定の周知期間（約3週間程度）を置いた後、当該認定基準をリーマンショック前に戻すこととなり、その結果、平成25年10月から12月までの産業廃棄物処理業における業況の改善を反映して、産業廃棄物処理業の4業種（産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業）が平成26年度第1四半期（平成26年4月1日～6月30日）の指定業種から指定業種から外れることとなりました。

なお、指定業種については、四半期毎に見直しが行われることとなっており、今後の業績の動向によって当該認定基準に再度適合することとなれば、再度指定されます。

詳細につきましては、以下のホームページをご覧ください。

・経済産業省

<http://www.meti.go.jp/press/2013/03/20140307002/20140307002.html>

担 当 中小企業庁事業環境部金融課

公表日 平成26年3月7日(金)

## 行政だより

## ADMINISTRATION INFORMATION

## 消費税の改定に伴う処分料金改定のお知らせ

日頃、大阪湾広域臨海環境整備センターをご利用いただき、ありがとうございます。  
当センターでは、消費税の8%への改定に伴い、平成26年4月1日搬入分から、下記のとおり処分料金を改定させていただきますので、皆様のご理解をお願いいたします。

平成25年12月

大阪湾広域臨海環境整備センター

記

(1トン当たり、税込)

区 分	現行処分料金 〔～H26.3.31〕	改定処分料金 〔H26.4.1～〕	備 考
一般廃棄物	7,035 円	7,236 円	
産 業 廃 棄 物	上水汚泥(公共系)	7,035 円	7,236 円
	下水汚泥(公共系)	7,035 円	7,236 円
	燃え殻	16,170 円	16,632 円
	汚泥A	9,135 円	9,396 円
	汚泥B	11,760 円	12,096 円
	鋳さい	7,560 円	7,776 円
	ばいじん	16,170 円	16,632 円
	廃プラスチック類	11,760 円	12,096 円
	ゴムくず	10,815 円	11,124 円
	がれき類	6,615 円	6,804 円
	金属くず	8,715 円	8,964 円
	ガラスくず及び陶磁器くず	8,715 円	8,964 円
	シュレッダーダスト	20,475 円	21,060 円
	その他の産業廃棄物	16,170 円	16,632 円
陸上残土A	1,155 円	1,188 円	
陸上残土B	1,470 円	1,512 円	
管理を要する陸上残土A・B	11,655 円	11,988 円	

## 新規入会会員紹介

## 正会員

## 株式会社スカット

代表者	大和了子
住所	〒591-8008 堺市北区東浅香山町2-231-2
電話番号	072-240-3175
FAX番号	072-240-3176
業務内容	収集運搬業(積替保管含む)・中間処理業(破碎)

## 賛助会員

## 関電プラント株式会社

代表者	藤井眞澄
住所	〒531-8502 大阪市北区本庄東2-9-18
電話番号	06-6359-7538
FAX番号	06-6359-7545
業務内容	プラントエンジニアリング事業



**O S K 通 信**

O S K / t s u s h i n

ここでは、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成26年11月後半～平成26年2月）の概要を紹介します。

**リスクアセスメント推進研修会**



講義で学んだ事をまとめて…



グループでお互いに発表

日 時：平成25年11月29日（金曜日）13時00分  
 場 所：大江ビル13階  
 内 容：“産業廃棄物処理業におけるヒヤリ・ハットの事例分析”の活用について  
 産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントの必要性  
 リスクアセスメントの基本と実施に向けて  
 リスクアセスメントの体験（演習）  
 参加者数：60名

講 師：新谷 隆司（中央労働災害防止協会専門役）  
 福部 忠（危機管理副委員長）  
 高島 浩司（危機管理副委員長）  
 演習補助：田中 正敏（危機管理委員長）  
 伊藤 隆（危機管理委員）  
 川瀬 幸久（危機管理委員）  
 神田 浩治（危機管理委員）  
 國中 賢一（危機管理委員）  
 神藤 信六（危機管理委員）  
 矢野 裕二（危機管理委員）  
 川島 明修（危機管理委員）

**廃棄物不適正処理巡視事業**



不法投棄されたタイヤやブロック

日 時：平成25年12月3日（火曜日）11時00分  
 場 所：枚方市、大東市、四条畷市方面  
 参画者：白坂 悦一（収集運搬部会員）  
 田中 千議（事務局事業主任）

**第1回地球環境保全のための  
3R推進フォーラム**

詳細は本紙巻頭特集

## なにわサンパイ塾



グループで作戦会議！



積極的に意見交換

日 時：平成25年12月11日(水曜日) 13時00分  
 場 所：本会会議室  
 内 容：コミュニケーショントレーニング  
 グループディスカッション  
 参 画 者：17名  
 司会進行：片渕 則人(組織広報委員)  
 進行補助：白坂 悦夫(組織広報委員長)  
 濱田 篤介(組織広報副委員長)  
 田中 公治(組織広報副委員長)  
 高好 健二(組織広報委員)  
 吉本 聖美(組織広報委員)  
 尾崎 正孝(組織広報委員会オブザーバー)  
 國中 雅之(組織広報委員会オブザーバー)  
 渋谷 和義(組織広報委員会オブザーバー)

龍野 浩一(事務局次長)  
 福原 睦美(事務局総務主任)

## 企業による森づくり連絡調整会

日 時：平成25年12月13日(金曜日) 14時00分  
 場 所：堺第7-3区管理事務所/会議室  
 議 題：調整会設置要綱の改正について  
 植樹祭について、等  
 参画者：龍野 浩一(事務局次長)  
 田中 千議(事務局事業主任)

## 全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成26年1月24日(金曜日) 15時00分  
 場 所：ホテルグランヴィア和歌山6階/ル・グラン  
 議 題：平成26年度事業計画骨子案について  
 平成26年度全産連表彰推薦について、等  
 参画者：國中 賢吉(会長)  
 浜野 廣美(副会長)  
 白坂 悦夫(副会長)  
 三ッ川卓生(副会長)  
 松田 裕雄(専務理事兼事務局長)  
 田中 千議(事務局事業主任)

## 廃棄物収集作業向上研修会



井出部会長の挨拶



講義の様子

日 時：平成26年 2 月 8 日(土曜日)  
9 時00分

場 所：大江ビル13階/第 6 会議室  
内 容：各種車両による事故事例とその予防策  
等

参加者数：20名

講 師：井出 保（収集運搬部長）  
奥野 健治（収集運搬副部長）  
小林 一郎（収集運搬副部長）  
東 宏司（収集運搬部会員）  
池辺 充（収集運搬部会員）  
垣中 清忠（収集運搬部会員）  
上出 広幸（収集運搬部会員）  
白坂 悦一（収集運搬部会員）  
塚本 完治（収集運搬部会員）  
宮川 基次（収集運搬部会員）

## 第 8 回廃棄物先進事例調査

日 時：平成26年 2 月21日（金曜日）  
場 所：熊本市／有価物回収協業組合石坂グループ  
詳細は本紙55ページから61ページ

その他、理事会、組織広報委員会、危機管理委員会、法政策調査委員会、収集運搬部会、再生処分部会を開催しました。また、全国産業廃棄物連合会理事会、各委員会、各部会、各分科会に参画しました。





## 廃棄物処理先進事例調査

平成26年2月21日（金）13：00より本会再生処分部会の先進事例調査事業として熊本県熊本市にある有価物回収協業組合 石坂グループ（以下 石坂グループ）様を訪問し、「会社概要及び業況説明 →ビデオ鑑賞 →工場案内」という順で終始、石坂代表理事より説明を受けました。

### 第8回 有価物回収協業組合石坂グループ

URL : <http://www.ishizaka.gr.jp/>  
熊本県熊本市東区戸島町2874

#### 【会社概要】

- 商号 有価物回収協業組合 石坂グループ
- 代表者 代表理事 石坂 孝光
- 住所 熊本県熊本市東区戸島町2874  
TEL 096 - 389 - 5501 FAX 096 - 389 - 5502  
URL <http://www.ishizaka.gr.jp/>
- 設立 1979年6月1日
- 出資金 7千万円
- 売上高 36億円（平成25年5月決算）
- 職員数 251名



**【概要】**

石坂グループは、8部門から構成され、収益も別計算し予算組みしている。各部門ともに廃棄物の処理ではなく「リユース・リサイクル」を中心とした事業を展開し、多方面から排出される廃棄物を選別・加工し新たな価値を見出している。また、各部門の相互協力体制の確立により、独自のリサイクルシステムを構築している。

**【委託事業部】**

熊本市委託事業は昭和55年より受託20年を越える実績で熊本市と二人三脚の関係でリサイクルに取り組んでいる。近隣では菊池郡市2市2町で構成される菊池環境保全組合、阿蘇市1市5町で構成の阿蘇広域行政事務組合等、その他地元近隣行政との委託事業を受託している。

熊本市では一般廃棄物の収集運搬及び選別として、資源物の日（月2回）（ビン・カン・古布類など）、紙の日（週1回）（古紙）、PETボトルの日（月2回）（PET）、プラスチック製容器包装（週1回）（プラスチック製容器包装）。

委託事業部で年間7,000～8,000 tの行政委託事業として扱っている。

**【リサイクル品展示場】**

再度利用できる廃棄物はリユース中古品として販売している。新品同様未使用のものから骨董品まで様々な中古品が展示販売されていた。



石坂代表理事の説明



研修風景



リサイクル品展示場の見学風景



リサイクル品展示場



リユース・リサイクル商品

### 【環境事業部】

委託事業部で受託した再商品化事業を行っている。

木質燃料は製紙工場・物流等の木質パレットが主な原料となり、㈱エコポート九州で製造している「木質ペレット」として商品化されている。合板等は木質としては扱わない。(取扱量は400～500トン/月)



ビン・カン選別工場

ビン・カン・PET選別施設は混合された形態での回収物の中、PETボトルをより効率的に自動選別できるよう選別機は改造中であった。本施設で分別された品目別に専用の各施設へ移動され、さらに製品化されている。カンについてはスチールとアルミに分けられプレス製品化。PETについてはラベル剥がしの専用機を通し、さらにキャップとの分離、破碎、湿式破碎後フレーク化されており、実に製品化までの工程に多くの設備投資が行われていることがわかる。PET90%国内に出荷10%国外に輸出している。

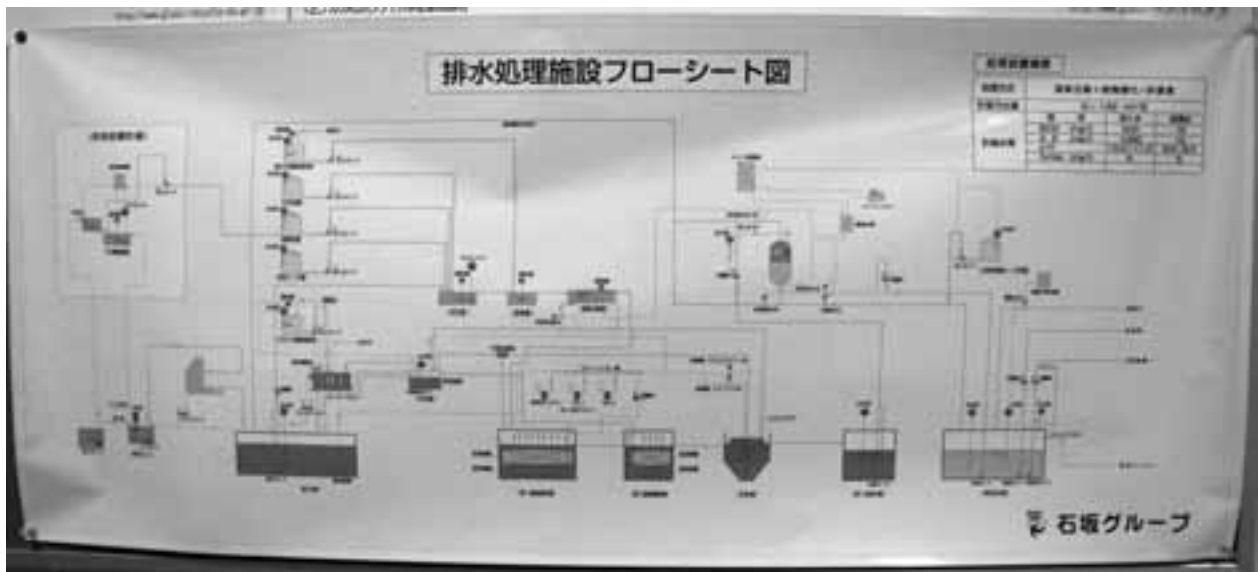
また湿式破碎機の廃水については、専用の排水中和施設があり3分の1を排水、残りは循環させて再利用し全体の排水量を減らしている。



選別工場内での説明



ガラスカレットプラント



排水処理施設フローシート図

ビンについては、白・茶・その他混合に分別し、ほぼ100%ビンTOビンで処理している。石坂代表理事より「こういった資源系のリサイクルで設備・製品化が一番難しいのは特にビン。設備にも7億円投入したプラント、色選別、粉碎、製品化の工程となっている。機械をより理解するためにヨーロッパ7カ所の施設を視察し、独自でライン工程を考えてこの施設に至ったとのこと。



PETのラベル剥がし専用機



PETボトルのプラントの投入口

### 【古紙部】

古紙の選別圧縮施設では、紙の日の古紙に関しては段ボール、新聞、雑誌の代表された古紙3品の分別回収で当初スタートしたが回収作業の効率も考え、現在熊本市では混合一括回収が行われている。持帰られた古紙については、専用の選別ラインにて分別されそれぞれが品目ごとにプレスされる。

大型プレス機の能力は25トン/時、月間2,500～3,000tの古紙を取り扱っている。



古紙の選別圧縮施設



プレスされた雑誌古紙

が主な処理方法だったが、紙繊維を傷つけるということと人的要因で機密漏えいの懸念もあり、リサイクル効率が悪かった。また行政機関等の要望で近年は書類の入った段ボールを開封せずに処理して欲しいとの要望にも応じる事もできるように石坂グループではパルパー溶解処理を(株)エコポート九州で行っており、この工場では保管業務が主体となっている。

古布については回収作業がほとんどで、出荷先はほぼ全量輸出となっている。価格が3割ほど高いのと、国内の消費需要減のため。

一般家庭より排出される段ボール・新聞・雑誌については、熊本市は当初 分別回収で開始したが、回収日が月1度で全家庭分を収集するといったこともあり、当時、混乱が起きた。

現在では一括回収（品目を混ぜて回収）する方式をとっており、持帰り工場にて選別作業を行っている。

また近年の需要として増加傾向にあるのが機密書類。今まではシュレッダー処理



回収された古布

### 【金属部】

いわゆるスクラップ金属業と同内容。

設備としてはシュレッダー（ハンマー式ミル破碎）で破碎後、鉄・非鉄に分けられ、ごみ非鉄の残渣についてはメタルソーター（ドイツ製）で細かく非鉄とゴミに分別される。

大型ギロチン設備もあり、適正な寸法に切られた鉄類はそのまま製鉄工場に持込んでいる。また基盤等については山元還元的方式で溶融分離処理をしている。



選別された銅くず

※山元還元 → 被処理物の溶融処理によって発生する溶融飛灰から、非鉄金属を回収し再使用する一連の操作をいう。廃棄物処理中に発生する飛灰は溶融飛灰の形で集められる。溶融飛灰中には鉛、カドミウム、亜鉛、銅などの非鉄金属が2～12%の高濃度で含まれている。これを非鉄金属の原料と見なし鉱山（精錬所）に還元し、非鉄製錬技術で鉛、亜鉛などの単一物質に還元、回収する。



金属部施設の説明

**【まとめ】**

広大な敷地約41,773㎡の各施設を順に全体を見せて頂きありがとうございました。一施設ごとに取扱う品目を効率よく選別ができており、施設内の工夫が大変参考になりました。また最終製品の品質の良さにも驚かされる程の選別精度が伺われました。各施設のライン及びレイアウトすべてを手掛けており、今も改造を重ねている石坂代表理事の熱意と工夫・研究があつての施設であると、最後の質問で感じ取ることができました。今回の調査では㈱エコポート九州の施設は見学に行けなかったのですが、次の機会があれば是非拝見させて頂きたいと思います。(文責 中村昌延)



石坂代表理事との意見交換



事務所玄関前にて記念撮影

## 参 考

### 【㈱エコポート九州】

- ・日本紙パルプ商事（株）70%、石坂グループ30%の共同出資企業
- ・九州熊本新港に位置する総工費40億円の総合リサイクルヤード
- ・土地は熊本県より30年の借地契約

#### ①RPF製造事業

RPFとは廃プラスチック類、木くず、紙くずから作られる固形燃料です。各製造業の燃料コストの削減やCO<sub>2</sub>排出量の低減のために産業廃棄物を原料としてサーマルリサイクルするためのシステムが「RPF製造業」です。自ら排出される廃棄物もRPF化し、ゼロエミッション工場を目指しています。

生産能力：72トン／日

#### ②木質ペレット製造事業

エコポート九州の木質ペレットは、廃木材（新築廃材・解体材・間伐材）を破碎した木質チップを原料に作られるバイオマス燃料です。使用用途としては、主に家庭用のペレットストーブ燃料や電力会社の発電燃料として利用されます。

生産能力：72トン／日

#### ③機密処理溶解処理

官公庁や民間企業から排出される機密書類や個人情報を含む書類を最新鋭のセキュリティシステムと監視カメラ下において、安全・迅速に情報を滅却し、且つ再生資源として、製紙原料となる「古紙パルプ」を生産します。

生産能力：48トン／日

#### ④クレープ紙製造事業

機密書類や新聞古紙を原料に、クレープ紙と呼ばれる緩衝紙を製造します。クレープ紙は陶器を梱包する際や、引越しの荷造り時に、荷物を保護する目的で利用されます。

生産能力：48トン／日

#### ⑤プラスチック1次選別事業

市町村や民間企業から排出されるプラスチック系容器包装類を選別し、プラスチック素材以外の紙くずや金属くず等を取り除き、プラスチック製容器包装類のみプレス機にて圧縮梱包し、廃プラスチックボール品を生産します。

生産能力：72トン／日

#### ⑥プラスチックマテリアル事業

使用済みの容器包装プラスチック類を最新鋭のプラスチック自動選別機によりプラスチックを素材毎に選別し、ペレットと呼ばれる再生樹脂原料を生産します。枯渇資源である化石燃料の使用抑制と循環資源の有効利用を推進しています。

生産能力：100.8トン／日

Member

## 会員紹介

Information

会社名	株式会社クリーンセンター		
住所	大阪府柏原市国分東条町4331-4		
代表者名	新子邦子	代表者役職	代表取締役社長
従業員数	8名	会社設立日	昭和55年11月

## H I S T O R Y



代表取締役社長

新子邦子

インタビュー

本 社 大阪府柏原市国分東条町4331-4  
 事業内容 ・フロン類回収・破壊処理業  
           冷媒用ガス 11 12 22 134a 混合冷媒など  
           液状フロン CFC113 HCFC225 HCFC141b  
           ・有機溶剤の回収及び中間処理業 委託加工販売  
           産業廃棄物の収集運搬及び中間処理業  
           工業薬品の販売塩素系溶剤  
           トリクロロエチレン パークロルエチレン メチレンクロライド  
 URL <http://www.cleancenter.jp/index.html>

## 沿革

- 昭和60年6月 大阪府富田林工業団地へ移転、社名を『クリーンセンター』に変更
- 平成元年9月 大阪府柏原市工業団地へ移転  
 大阪府公害防止条例第31条第1項 蒸留釜2基・大気許可  
 大阪府公害防止条例第43条第1項の規定による施設設備許可  
 大阪府指令水質第4-3-21許可
- 平成5年6月 特別管理産業廃棄物 大阪府・大阪市 収集運搬業取得
- 平成5年7月 特別管理産業廃棄物処分業取得  
 特別管理産業廃棄物 東大阪市 収集運搬業取得
- 平成9年8月 冷媒フロン回収及び再生資格認定受理
- 平成14年5月 第一種フロン回収業者 大阪府・奈良県 登録
- 平成14年6月 フロン類破壊業者許可 取得(14H 0008)
- 平成14年10月 第一種フロン回収業者 三重・兵庫・京都・滋賀・和歌山・福井 登録済
- 平成14年11月 フロン破壊設備設置
- 平成16年6月 フロン類破壊業者許可 取得(16H 0089)
- 平成16年7月 株式会社 クリーンセンター設立、フロン破壊業者許可法人で再取得(16H 0090)
- 平成16年9月～ 各都道府県・政令指定都市収集運搬業取得(許可一覧参照)
- 平成16年11月 廃棄物再生事業者登録証明 取得  
 特別管理産業廃棄物処分業・産業廃棄物処分業 取得
- 平成17年9月 ISO14001認証取得
- 平成20年6月 フロン破壊設備2号機設置
- 平成21年3月 フロン許可番号更新 21H0090



## I N T E R V I E W

## 「人にやさしく・地球にやさしくあるために」を合言葉に 廃棄物の適正処理・再生・再利用を通じて地球環境が抱える課題に取り組む

●本日はお忙しいところ、ありがとうございます。創立の経緯や事業内容について教えていただけますか。

現在、当社はフロンの回収・破壊業と有機溶剤の廃液の中間処理（蒸留・再生）を二本柱に事業を行っております。

フロンの回収・破壊業と有機溶剤の廃液の中間処理を行う前、先代の社長は、兄弟で鉄の研磨粉を回収して精製したものを販売する仕事をしておりました。先代の社長の兄は、研磨粉の仕事とは別に東大阪で有機溶剤を扱う仕事もしており、何か新しい仕事を考えていた先代の社長に声を掛けたのが、有機溶剤に関わるようになった始まりです。

その後、先代の社長は独立するようになり、昭和55年には社名を“オイルクリーンセンター”として有機溶剤の再生に本格的に乗り出すこととなりました。当初、軽トラ1台と倉庫で仕事をしていたのですが、事業の拡大と共に、手狭になったため、昭和60年に富田林工業団地に移転、社名を“クリーンセンター”に変更しました。移転してからも事業の拡大は続き、富田林の事業所も手狭となり、平成元年に柏原市工業団地へと移転して現在に至ります。

こちらへ移転してきた当初は、有機溶剤の中間処理をしておりましたが、溶剤の取扱量が少なくなりつつあり、その代替えになる新規事業を考えていた時、取引先からフロンのお話を頂く機会がありました。丁度その時はフロンを回収し破壊するための法体制が整備されてきたという時代背景もあり、平成9年に冷媒フロン回収及び再生資格認定を受け、フロン類回収・破壊処理業に本格的に乗り出すこととなりました。



●研磨粉から始まり、溶剤、そしてフロンということですね。今はフロンのお仕事が一番多いのですか。

仕事の量というか人の動く量に関してはフロンの方が多いですが、金額的な面を見ると溶剤の方が多いですね。溶剤が7、フロンが3というような時代もありましたが、最近は五分五分に近づきつつあり、将来的にはフロンが上回るというような日も来るかもしれませんね。

## I N T E R V I E W

## 減少する有機溶剤

### 有機溶剤とフロン<sup>①</sup>の2 本柱の体制へと事業転換を図る

- 有機溶剤の中間処理とフロン類回収・破壊処理業をされているということですが、もう少し詳しく業務内容を教えていただけますか。

平成9年に冷媒フロン回収及び再生資格認定を受けた当初、フロンが思ったほど集まらなかったため、フロン<sup>①</sup>の仕事はしていませんでした。というのも、フロンを破壊する機械というのは、ほぼオーダメイドでメーカーに作ってもらわなければならない特殊なもので、機械そのものが高額なものだけでなく、動かすと発生するメンテナンス費用も高つくからです。

そのような状況の下、こちらに移転してきた頃の業務内容は有機溶剤の中間処理が殆どでしたが、フロン回収・破壊法の制定とともに、フロン類を集める目途がついたことで、平成14年頃から再びフロン類の回収、破壊に乗り出すことと致しました。最初は有機溶剤の取扱いの減少分を補う程度でしたが、取り扱う量は増えていき、今では当社の経営を支える柱の一つとなっています。フロンはオゾン層への悪影響等が指摘され、使われることは今後少なくなっていくとは思いますが、まだまだ広く使われています。今後は再生ガスなど、産業廃棄物と同じくフロンもリサイクルのニーズが高くなっていく傾向が強いため、そのようなニーズに応えられるように技術開発をしていこうと考えています。



- 家庭や車のエアコンからのフロンが多いのですか。

家庭用エアコンは家電リサイクル法、車のエアコンは自動車リサイクル法で回収・破壊されるため、これらのフロンは扱っていません。当社で扱っているのは業務用の空調機等で使っているフロンです。例をあげますと、ビルや鉄道会社の駅や電車のエアコンなどが該当します。



余談ですが、ビルの解体をしている傍らで、空調機からフロンを抜き取ることが多いのですが、中には抜き取り中に重機を動かされる方がおります。ご存じない方もおられるのですが、抜き取り時に出てくるフロンを重機が吸い込むと、重機のエンジンで燃焼されて致死性のあるホスゲンガスというのが出てきます。この話をすると、ほぼ100%重機をストップしてくれますね。

#### 破壊処理ができるフロン

CFC (クロロフルオロカーボン)

HCFC (ハイドロクロロフルオロカーボン)

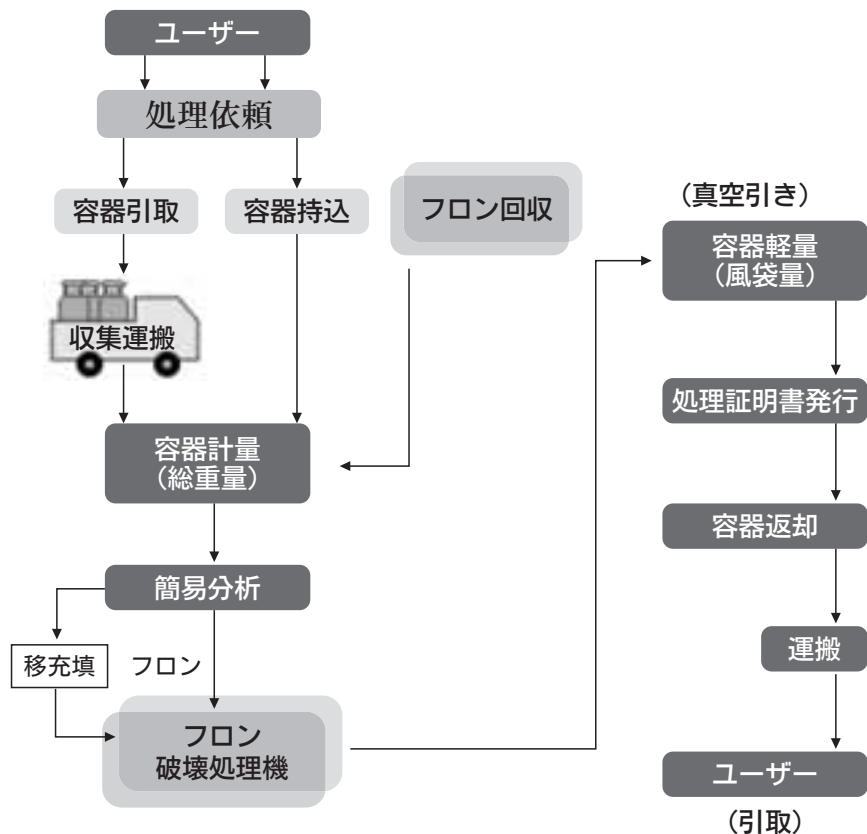
HFC (ハイドロフルオロカーボン) (12・22・134a・混合冷媒などの冷媒フロン)

## I N T E R V I E W

## ●御社の特色や強みを教えてください。

当社はフロン回収・破壊法施行規則第7条の認定を受けているのでフロンの回収・破壊をすることができますが、認定業者というのは当社だけではありません。

排出事業者にとってフロンの回収・破壊を委託する時には、煩雑な事務的作業が発生するだけでなく、委託したフロンの破壊が適正に行われているかが気になるものです。強みというより方針といった方が適正なのかもしれませんが、当社の場合、委託して頂いた排出事業者の事務作業が軽減されるようなアドバイスや、破壊証明を求められたら即座に対応するなど、取引先の方が「クリーンセンターに頼んでよかった」と感じてもらえるよう努めています。



## 社業の益々の成長を目指して…

## ●経営方針などについて教えてください。

私達は、創業以来、“信頼第一、迅速第一、確実第一”をモットーに掲げ、取引先から頂いたお仕事に対しては、“適正な処理、スピーディーな対応、マナー”を大切にしています。まだまだ改善する点は多々ありますが、今、ここまで事業をできたのは、誠意をもってお仕事をさせていただいた結果の信頼の絆の結果だと思っています。

今後、取引先の方に満足して頂ける仕事をする事で、結果、当社が成長できるようなことになればいいですね。



## I N T E R V I E W

## ●最後に、何か一言お願いします。

創業以来、産業廃棄物処理業の観点から、快適で豊かな生活を追及するため、環境汚染や資源の枯渇という問題に取り組んで参りました。これからも将来を見据えて地球環境の保全に貢献し、快適で豊かな生活が実現できるよう、産業廃棄物処理業者として廃棄物の適正処理と再資源化がより一層進むよう、創業時の気持ちを大切にしながら、お仕事をしていきたいです。



代表取締役社長の新子邦子様(中央)、  
専務取締役の新子雅也様(右)、  
主任の島本幸二郎様(左)  
取材ではお世話になりました。

## わが社のホープ！

## (頑張っている従業員の紹介)

氏 名	島 本 幸二郎
役 職	主 任
仕事内容	<p>フロンの破壊処理や機械のメンテナンスといった現場の仕事から工場の管理まで、フロンに関するあらゆる業務を担当しています。入社したのが20年ほど前ですが、今の部署を担当して9年ほどになります。</p> <p>入社した当初は産業廃棄物部門で有機溶剤の運送を担当していましたが、フロンの回収・破壊事業の立ち上げと共に今の部署を担当するようになりました。</p> <p>会社の発展は自分の成長との考えの下、仕事に励み、その結果、会社が大きくなればいいですね。</p> <p>2人の子供がいますので、休日は家族サービスに励み、歴史が好きなので、時間のあるときは全国の城を見に行ったりしています。</p>

会社から  
の一言

「仕事は100%して当たり前、会社が発展するのは自分を成長させることなので頑張るのは当たり前」と考えている、非常に責任感が強い頼れる従業員です。

また、研究熱心なところもあり、かつてパソコンを導入したところ、誰も使い方が分からず、ほったらかしにしていたところ、彼が使い方を研究してパソコンを動かしてくれたりしました。また、フロンの機械のメンテナンス費用の高さに悩んでいたところ、機械の構造を調べ上げて自前でメンテナンスできるようにしてくれました。

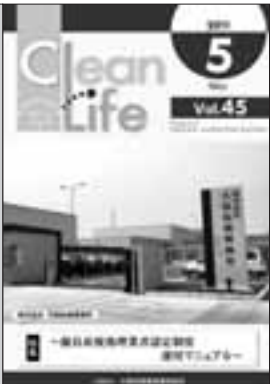
いつも会社の発展について考えてくれているようで、感謝しています。この先どんどん会社を引っ張って行って下さい。期待しています！

# Clean Life

クリーンライフ

これまでに発行したClean Lifeのバックナンバーをご用意しております。数に限りがございますので、ご希望の方はお早めに事務局までご連絡下さい。

●優良産廃処理業者  
認定制度運用マニュアル




第45号 (平成23年5月27日発行)

●どうする？  
東日本大震災に伴う  
災害廃棄物の処理




第46号 (平成23年8月31日発行)

●放射性廃棄物の処理



第47号 (平成23年12月2日発行)

●大阪府域における東日本  
大震災の災害廃棄物処理  
に関する指針



第48号 (平成24年3月26日発行)

●使用済小型電子機器等の  
再資源化の促進に関する  
法律案要綱



第49号 (平成24年5月25日発行)

●全国産業廃棄物連合会各  
正会員企業企業の基礎情  
報等に係る調査結果



第50号 (平成23年9月18日発行)

●市町村等が処理する産業廃棄物：  
平成13年大阪市告示第310号及び  
産業廃棄物取扱要項の廃止について



第51号 (平成24年12月7日発行)

●環境配慮契約法基本方針・産業  
廃棄物の処理に係る契約に関す  
る基本的事項について(案)




第52号 (平成25年3月27日発行)

●港湾における船内廃棄物  
の受入に関するガイドラ  
イン(案)



第53号 (平成25年5月31日発行)

●廃棄物情報の提供に関す  
るガイドライン(第2版)  
について



第54号 (平成25年8月30日発行)

●必携！廃棄物処理のための  
ガイドライン・マニュアル等



第55号 (平成25年12月6日発行)

BACK

バックナンバーのご案内

NUMBER

連絡先：公益社団法人大阪府産業廃棄物協会 TEL.06-6943-4016

公益社団法人 大阪府産業廃棄物協会の

# 分かりやすくして コンパクト 必携の一冊

## よくわかるシリーズ1

産業廃棄物の処理の委託をするときに不可欠なマニフェストしくみを分かりやすく解説！本冊子ではマニフェストの書き方や各伝票の運用方法を記載例、フロー図などを駆使しながら分かりやすく説明しています。巻末には産業廃棄物協会に寄せられる質問の代表的なものをQ & A方式で掲載！産業廃棄物の処理を委託する方、される方に必携の一冊です。



## よくわかるシリーズ2

産業廃棄物を運搬するときに、守らなければならない処理基準を中心に解説！収集運搬車両の表示板、積替え保管する場合の基準、施設（車両）の使用権限から大阪府流入車規制など、収集運搬において必要となる事柄をコンパクトにまとめた一冊。巻末には収集運搬でよく質問される事柄をQ & A方式で掲載！産業廃棄物の収集運搬をされている方には必携の一冊です。



## よくわかるシリーズ3

許可の有効期限の延長など、産廃処理業者にとって数々のメリットがある優良産廃処理業者認定制度を分かりやすく解説！優良認定を受けるための5つの基準を解説するだけでなく、過不足なく申請事務を行えるよう、チェックリストも収録。巻末には、優良産廃処理業者認定制度でよく質問される事項をQ & A方式で掲載！優良産廃処理業者の認定を目指されている方には必携の一冊です。



# 廃棄物 法制等普及促進 シリーズ

● 通知で見る廃棄物処理法



廃棄物法制等普及促進シリーズVOL1  
2009年4月1日発行

● 産業廃棄物処理業の  
経理的基礎のあり方



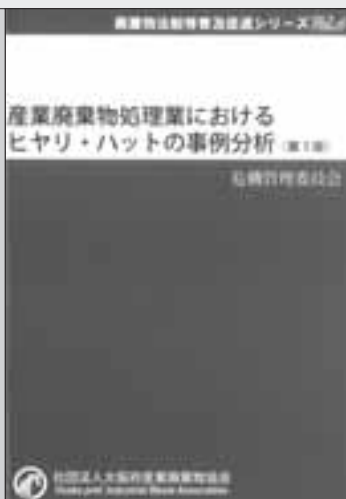
廃棄物法制等普及促進シリーズVOL2  
2010年3月31日発行

● 産業廃棄物処理業における  
労働安全・衛生のあり方



廃棄物法制等普及促進シリーズVOL3  
2011年3月31日発行

● 産業廃棄物処理業における  
ヒヤリ・ハットの事例分析



廃棄物法制等普及促進シリーズVOL4  
2011年12月1日発行

● 廃棄物収集作業マニュアル



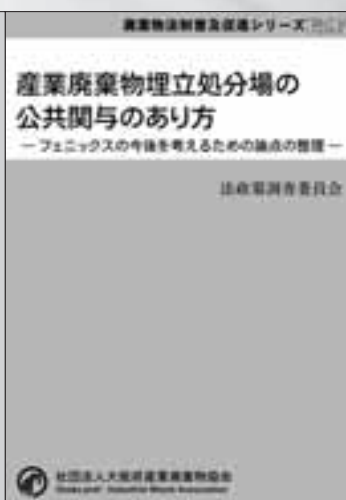
廃棄物法制等普及促進シリーズVOL5  
2012年5月1日発行

● 循環資源市場実態レポート



廃棄物法制等普及促進シリーズVOL6  
2012年5月1日発行

● 産業廃棄物埋立処分場の  
公共関与のあり方



廃棄物法制等普及促進シリーズVOL7  
2012年5月1日発行



## 編集後記

ここ最近、建設現場特に解体現場においてはバブルを思わせるような賑わいであり、解体工はもちろん一般土工も不足気味で完全に売り手市場で人材費用も高騰してきたようです。また、現場未経験者の建設業への流入で元請け担当者さんも知識不足で現場の実務者も苦労してきております。たとえばレストランやスーパー等の内装解体現場では業務用エアコンや冷凍冷蔵庫は事前に書面で存在を確認してフロンを回収してもらわないといけません。フロン回収にも当然フロン用マニフェストが存在します。結構な金額も発生するので時々施主（発注者）さまから「解体前にチミッと銅管に穴開けとくからフロンマニフェストkg半分にしてくれ！」と元請けさんを通じて懇願されたことがありましたが「何云うてはるのですか？それは偽装でしょう？絶対にダメですよ！地球に穴が開きまっせ！」と下請けながら抵抗して納得させた経緯がありました。こんなにも異常気象や地球温暖化が進んでいるのにもっと環境のことを考えろ！とヘルメットをかぶらせて頭を叩くか「安全帯つけさせてビルの上から飛び降りろ！」と云いたくなりますね！偽装ということ思い出しましたが去年は食品偽装である大手ホテルが一世を風靡しましたね。ここ最近では現代のベートーベンと云われた人が実はゴーストライターが存在したと暴露されてコンサートは中止になったりCDは回収されたりプレミアムがついたりなど世間を騒がせておるようです。振り返って私たちの業界で建設系マニフェストもよく混合廃棄物何?と記載されて運用しておりますが中間処理後を気分次第に事務処理していたなら偽装となるの気を付けましょう！

田中（公）

## Clean Life vol.56

編集 公益社団法人大阪府産業廃棄物協会  
組織広報委員会

委員長	白坂悦夫
副委員長	濱田篤介
副委員長	田中公治
委員	片淵則人
委員	高田実佐大
委員	高好健二
委員	福田勝
委員	吉本聖美



# 廃棄物管理士講習会

## 受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

## 受講料

10,000円（資料代／消費税込み）

## 開催期日

	開催日	受講日数	定員
平成26年	7月 4日(金)	1日	100名
	8月22日(金)	1日	100名
	10月10日(金)	1日	100名
	11月21日(金)	1日	100名
平成27年	1月30日(金)	1日	100名
	3月27日(金)	1日	100名

## 開催場所

### 天満研修センター

大阪市北区錦町2-21 TEL 06-6354-1927



※申込書配布及び受付は5月上旬からの予定です。

詳しくは本会ホームページをご覧ください。

URL/<http://www.o-sanpai.or.jp/>

本講習会の修了者には、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与され、**堺市循環型社会形成推進条例**に基づく「産業廃棄物管理責任者」等として従事することが可能になります。また、本講習会の修了証は、大阪府における産業廃棄物収集運搬業の許可を更新申請するための修了証等として、ご利用いただけます（法人の場合は、原則として役員等が修了したものが対象です）。

# Clean Life vol.56

クリーンライフ

第56号



平成26年3月27日発行

発行責任者 公益社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0011

大阪府中央区農人橋1-1-22

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中賢吉

組織広報委員長 白坂悦夫

